

令和5年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩

住 民 課 長	石 井 里 子	生 活 環 境 課 長	杉 本 篤
健 康 福 祉 課 長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課	藤 浪 京 子
建 設 課 長	横 山 和 則	産 業 振 興 課 長	熊 田 則 昭
上 下 水 道 課 長	加 藤 博 行	農 業 委 員 会 長	田 角 章
学 校 教 育 課 長	加 藤 啓 子	生 涯 学 習 課 長	高 瀬 敏 之

職務のため議場に出席した者の職氏名

書 記 金 子 洋 子

書 記 奈 良 大 輔

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（益子純恵） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

なお、議員のマスク着用については、個人の判断に委ねておりますので、ご承知おき願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、小川正典議員及び8番、鈴木 繁議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（益子純恵） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは請願1件であります。これら請願及び陳情の取扱いにつきましては、去る8月29日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した請願文書表の請願であります。小川湯津上バイパス延伸開通工事に関する請願書は総務産業常任委員会に審査を付託することにいたしました。

次に、第3回臨時会に議決された要望書の提出について報告いたします。

栃木県立馬頭高等学校の存続を求める要望書は6月22日、栃木県教育委員会教育長に要望書を提出いたしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、去る7月13日、南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が招集されましたので、その内容を報告いたします。

臨時会では、一般会計補正予算及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更など3議案が上程されました。

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更は組織する地方公共団体の数の減少によるもので、全議案ともに可決されました。

南那須地区広域行政事務組合議会には、本町から6名の議員が選出されております。これ

からも那珂川町の代表として、地域振興のためご尽力くださいますようお願いを申し上げます。

次に、栃木県町村議会議長会について報告をいたします。

6月28日、第1回議長会議及び議長研修会が、宇都宮市ニューみくらで開催されました。

研修会に引き続き、議長会議において任期満了に伴う役員の改選があり、議長会の会長には益子町の小島富子議長が、副会長には茂木町の渡辺直子議長と野木町の松本光司議長が、それぞれ就任いたしました。

任期は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間であります。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細は、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。主なものを申し上げます。

6月22日、第3回議会臨時会が招集され、栃木県立馬頭高等学校の存続を求める要望書の提出について、一般会計補正予算の議決、2議案を可決いたしました。

6月30日、ホースヘッズ村親善訪問団歓迎レセプションが南平台温泉ホテルで開催され、町議会議員が出席いたしました。

7月3日、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が当町で行われ、町議会から正副議長と総務産業常任委員長が同席しました。

7月19日、全国町村議会議長会の町村議会議員なり手不足対策検討会が全国町村議員会館で開催され、私が委員として委嘱されましたので出席いたしました。

8月11日、那珂川鮎のつかみ取り2023が開催され、出席いたしました。

8月26日、芳賀・宇都宮LRT開業式・発車式が開催され、正副議長で出席いたしました。同日、第11回町夢まつりが開催され、出席いたしました。

8月30日、県営処分場エコグリーンとちぎ及び北沢不法投棄地見学会を県営処分場整備室及び町生活環境課職員のご協力により実施いたしました。安心・安全な処分場として運営いただけるよう、議会としても今後も注視していきたいと考えております。

最後に、6月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催、監査等の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

総務産業常任委員会と教育民生常任委員会では、それぞれ会議1回のほか、6月26日、27日に、両常任委員会において、所管事務調査として現地調査・机上調査を実施いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第72号の編集等のため3回開催され、8月10日に発行されました。

議会運営委員会については、臨時会や定例会の運営協議などのため、3回開催いたしました。

議会改革特別委員会については、本委員会は会議1回のほか、第1小委員会は3回、第2小委員会は2回開催いたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子純恵） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。マスクを取らせていただきます。

本定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第4回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にご出席を賜り、ありがとうございます。

先月、今年で105回目を数える全国高校野球選手権大会が甲子園球場で開催され、当町出身の鈴木佳門君が所属する慶応高校が、107年ぶりの優勝を飾りました。鈴木君は、決勝戦に先発登板するなどチームの優勝に大きく貢献されました。まだ2年生ですので、秋以降のさらなる活躍を期待したいと思います。

さて、新型コロナウイルスが、感染症法上の5類に引き下げられてから初めてとなる夏休みを迎えました。全国各地では、盆踊りや花火大会など、コロナ禍前と同様の行事が開催されるなど、日常を取り戻しつつあります。

当町におきましても、8月11日の鮎のつかみ取りや8月26日の那珂川夢まつりが4年ぶりに開催され、お盆休みの帰省客や地元の方などで、久しぶりににぎわいを取り戻しました。

その一方で、8月初旬からお盆休みにかけて、台風6号及び台風7号の影響により、沖縄、九州地方や近畿中国地方を中心に、暴風や豪雨による災害が発生するなど、当町も災害に対

する警戒が必要な状況でありました。

町においては、町民の生命・財産を守るため、災害に対する備えを進めてまいりますので、町民の皆様におかれましても、大雨に関する警報等のほか、突発的に発令される記録的短時間大雨情報などの情報に注意し、ご自身やご家族の安全確保のため、災害時の適切な行動について今一度、準備と確認をお願いいたします。

それでは、6月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

6月10日、本年が現在の栃木県となってから150年となるのを記念する栃木県誕生150周年記念県民の日オープニングセレモニーが開催され、記念式典に出席いたしました。

6月18日、新型コロナウイルスの影響により中止となっていた那珂川町消防団夏季点検及び操法大会を4年ぶりに開催いたしました。操法大会ではポンプ車操法の競技が小川運動場で行われ、町内の5つの分団から7チームが参加し、南那須地区の大会出場をかけて熱い戦いが繰り広げられました。

6月30日、長年にわたり姉妹都市交流を行っているアメリカ合衆国ホースヘッズ村の訪問団が4年ぶりに当町を訪れ、その訪問団の歓迎レセプションを南平台ホテルで行いました。訪問団は7月5日まで当町に滞在し、そば打ちや餅つき、茶道など、アメリカでは体験することのできない貴重な経験をし、無事帰国の途につきました。

今年の10月には、当町からの訪問団がアメリカ合衆国のホースヘッズ村を訪れる予定となっております。

7月15日から22日にかけて、塩那少年野球大会が小川運動場及び馬頭運動場で開催され、町内外から16チームが集まり、熱戦が繰り広げられました。当町では馬頭ラッキーが準優勝とすばらしい成績を残しました。

8月23日、和見地内に栃木県が建設を進めてきた最終処分場が完成したため、県営処分場エコグリーンとちぎ完成式典が馬頭総合福祉センターで福田知事をはじめ、約100名の関係者の出席の下、開催されました。

県営処分場については、産業廃棄物の不法投棄から30年以上もの歳月を経ての完成となり、いよいよ今月より本格稼働いたします。今後は、当町に不法に投棄された廃棄物の撤去はもちろんのこと、今後搬入される廃棄物が適切かつ安全・安心に処理されるものと思います。

8月26日、那珂川町夢まつりが小川総合福祉センターを会場に開催されました。数多くの模擬店の出店や、よさこいの演舞、お笑い芸人のステージショーで祭りを盛り上げた後、最

後に花火が打ち上げられ、来場者は、コロナ禍明けの久しぶりのお祭りを満喫いたしました。

以上、主なものを申し述べましたが、詳細につきましては、配付した資料をご覧ください
ればと思います。

終わりに、本定例会には、報告事項2件、議案では人事案件4件、条例改正や補正予算な
ど8件、決算認定8件の計20案件を提出しております。よろしく、ご審議賜りますようお願い
い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（益子純恵） 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（益子純恵） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） おはようございます。公明党の大金 清でございます。

それでは、通告書に基づき3項目について一般質問を行います。

1項目、小中学校の体育館の空調設備設置について。

2項目、認知症基本法に基づく町の計画策定について。

3項目、行政区について。

以上、3項目について質問しますので、誠実な答弁を期待いたします。

1項目、小中学校の体育館の空調設備設置について、細目3点について伺います。

1点目、小中学校の体育館に空調設備が設置されているか現状を伺います。

2点目、近隣市町の小中学校体育館の空調設備設置状況について伺います。

3点目、近年気候変動による夏季の猛暑の中での児童生徒の体育館使用時の熱中症対策の
ため、また、小中学校の体育館は災害時の避難所にも指定されていることから、空調設備を

設置するべきと思いますが、町の考えを伺います。

以上、3点についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 小中学校の体育館の空調設備設置についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、空調設備の設置の現状についてですが、固定式の空調設備が設置されている小中学校体育館はございません。

次に2点目、近隣市町の設置状況についてですが、塩谷南那須管内の小中学校では矢板市では1小学校、3中学校、塩谷町では1中学校に設置されております。

なお、矢板市では3中学校のうち1校は既に閉校となっておりますが、避難所に使用しており、今後複合施設としての利用も検討する考えでした。また、さくら市では現在設置に向けて設計を行っているところであり、来年度長寿命化改修工事に合わせて施工予定となっております。

なお、那須烏山市、高根沢町では未定とのことであります。

次に3点目、空調設備の設置についてですが、夏季の気温が年々高くなっている状況であり、体育館内の気温は外気温以上に高くなっております。空調設備が設置されれば児童生徒にとっても安全に活動可能となりますが、今後調査研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目の再質問はありません。

2点目、近隣市町の小中学校の空調設備の設置状況は分かりました。それで、近年市町の小中学校の体育館空調設備設置の今後の動向について町はどのように捉えているか考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 近隣市町の空調設備設置の今後の推移については、引き続き動向を調査してまいりたいと考えております。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 3点目、学校生活の中で熱中症対策についてどのような対策を行っているかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

那珂川町熱中症対策ガイドラインを基に活動場所で暑さ指数を測定し、対応を判断しています。休憩や水分補給を適度に取り入れ、児童生徒の状態を確認し、個人の条件の考慮、服装、装具の配慮など必要な対応を行っています。児童生徒にも指導を行っております。熱中症対策について教職員で共通理解を図り、体制整備をしております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

猛暑日に体育授業の中止をしたことはあるか、その点について伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

暑さ指数により運動の授業を中止したことはございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 体育授業を中止した場合、その代替となる授業についての対応はどのような対応を取っているかお伺いします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

授業時間の入替えや保健体育など学習内容の変更で対応しております。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本当に35度の日が続いて、大変な状況でございます。

その中で、体育館の中の温度、湿度について把握していればお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの温湿度の計測についてのご質問にお答えいたします。

体育館を使用する場合、使用前に暑さ指数を測定しております。警戒レベルによって使用

中も測定して確認しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 猛暑による児童生徒の健康管理や災害、避難所としての観点から、やはり小中学校体育館に空調設備が重要と私は考えております。もう一度お伺いします。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年の夏は連日最高気温35度を超えるという猛暑日です、その状態が続いております。このような状況の中で子どもたちに体育館で運動させるということを考えますと、そのリスクというのは非常に高まっている。したがって、議員ご指摘のとおり、体育館への空調設備の設置というのは本当に検討していかなくてはならない重要事項だと私も認識をしているところでございます。

スポーツ環境といいますか、その子どもたちの運動の環境をどう整えるかということは常に学校現場と共有をしまして、様々な対策を取っているところでございます。

ただ、運動場の整備であるとか、様々なフェンスを造るとか、そういったもの以外にこの体育館の空調をどう整えていったらいいかということについては、教育委員会としましてもまだまだ研究不足のところがございます。ご指摘のとおり、防災についても、これも考えていかなくてはならないという状況にありますので、今後早急に検討をしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） もう待たなしと私は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、体育館の空調設備について財源といたしまして地方創生臨時交付金が各市町で使われております。この資金について対応できないか、財政的にもお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

今年の臨時交付金は、那珂川町に約1億500万ほど来ておまして、前回の全員協議会で

も説明させていただきました。

今回については既に予算配分しておりますので、今後新たな財源が来たときにはまた、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 年内に、昨年もありましたが、地方創生の臨時交付金の追加交付がされた場合に検討できないか、その点についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

追加交付の件につきましては、現在予定されているのは低所得者の分の精算確定ということで追加交付の予定がありますけれども、それ以外については今のところ予定がございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今後のことなんですけれども、小中学校の空調設備について、実施計画を策定する考えがあるかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

他市町の事例を参考にしながら教育施設の管理計画、防災面等を考慮し、関係課と調査検討を行ってまいりたいと現時点では考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本当に気候変動による温暖化が注視されている状況であります。猛暑対策としては、やはり小中学校体育館に空調設備は必要不可欠であります。一番大事なことは児童生徒の命を守ること、そして、災害避難者の命を守ること、これが最重要課題であります。ぜひともこの、空調設備設置、強く求めたいと思います。

町長の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 町長の考え、必ず大金議員、そうやって私に聞いてきますけれども、先ほど教育長が申し上げましたとおり、この体育館、これは小中学校の授業、運動の場でもありますし、避難所としても機能をさせなければいけない、そういう面からも非常に高温の状態の中で必要であるということは、私も重々承知をいたしております。

そういう中で、学校の授業につきましては一番暑い時期を避けると、今の状態でできる限りの施策をして、授業の振替とか、そういったことで乗り切りたいと思いますけれども、避難所としては、避難してこられれば、やはり体育館を使うというのは暑い時期が多いかと思えます。ですから、私も非常に必要かと思えます。

文科省の補助要綱等を見ますと、空調機械を設置するためにはその建物自体も断熱効果、これを高めなければいけない。そして、その空調機械が例えば1,000万だとすれば、断熱工事がその2倍も3倍もかかる。こういう状況もございます。それをクリアしていかないとなかなか難しいので、一朝一夕に、それでは今年中にやりますとかそういったお答えは今のところ私もこの場では申し上げられませんが、先ほどから学校教育課長、教育長が申し上げていますとおり必要性は十分に理解はしておりますので、それについて今後の財源の確保等これも含めて、それと近隣の市町の状況、これも勘案しまして検討研究をさせていただきたい、このように思いますのでご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

それと、もし、もっといい情報がありましたらぜひ、お聞かせいただければありがたい、このように思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町長の答弁をいただきました。

早く、小中学校、小学校3校、中学校2校ございます。5つということになりますと一遍にはできません。ですから、やはり計画を立てていただいて、しっかりとまず、どこからやるかはいろいろ苦労はあると思いますけれども、ぜひとも実施していただきたいと。これからもしっかりと取り組んでいただけるようお願いを申し上げます。

それでは、2項目に入ります。

認知症基本法に基づく町の計画策定について。

認知症基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとあります。

そこで、細目4点について伺います。

1点目、認知症患者の人数を把握しているか伺います。

2点目、町の認知症施策について現状を伺います。

3点目、認知症サポーターの人数をお伺いします。

4点目、町は認知症基本法に基づく計画を策定する考えがあるか伺います。

以上、4点について伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 認知症基本法に基づく町の計画策定についての質問にお答えいたします。

まず1点目、認知症患者の人数についてですが、現在のところ認知症患者を正確に把握することは困難であります。介護保険の認定調査より分析しますと、令和5年8月1日現在では、認知症を有する認定者は598人であります。

次に2点目、町の認知症施策の現状についてですが、当町では認知症の正しい理解や早期発見・早期治療を目的とした事業や、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるような事業を実施しております。

主な事業として、1つ目は、精神保健福祉士によるもの忘れ相談を月1回開催し、平成30年より認知症に関わる相談や、関係機関との調整役として設置いたしました認知症地域支援推進員による相談を随時実施しております。

2つ目は、脳活いきいきたいむを、14行政区で年間72回予定しております。

3つ目は、認知症の正しい知識の普及・啓発のため認知症ガイドを町単独で作成しまして、全戸配布をしております。

4つ目は、認知症の方などの居場所「オレンジカフェちよっくら」を月2回開催しており、お茶を飲んだりおしゃべりをしたり参加者同士の交流を図っております。

5つ目は、認知症を地域で支える人材養成として認知症サポーター養成事業を実施しております。今年度からは、各町内の各小中学校においても認知症について学ぶことを授業の中で実施しております。

3点目、認知症サポーターの人数ですが、現在那珂川町では1,170名の養成講座修了生がおります。今年度は、養成講座を修了した認知症サポーターを対象にステップアップ講座を

開催し、様々な事業に行政のサポート役としてできるチームオレンジを結成いたしました。

次に4点目、計画の策定についてですが、今年6月に公布された認知症基本法では、認知症施策推進基本計画作成は努力義務と位置づけされております。町では今年度作成中の高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に高齢者施策を一体的に推進するため、認知症基本法に基づく基本計画を盛り込んでいきます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目、認知症患者の認定基準についてお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

要介護認定には認知症高齢者の判定の基準がございます。基準は7つに分けられておりまして、軽いほうから1、2A、2B、3A、3B、4、Mと重症化をしていきます。

1は何らかの認知症はあるが、日常生活はほぼ自立している方で、2Aは買物、事務、金銭管理にミスが目立つなど家庭以外での支障を来すような状態で、2Bは服薬や電話の対応、留守番ができないなど家の中で支障がある状態です。3Aになりますと会話などの通話が難しくなり、身の回りのことに時間がかかり、徘徊、失禁、火の始末など問題行動が日中みられる状態で、3Bはその問題行動が夜間を中心にみられる状態です。4は問題行動が昼夜問わず頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態であり、最後の重篤なMについては、精神症状や問題行動が見られるような状態になりまして、専門機関での治療が必要な状態になります。

以上になります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2点目に入ります。

認知症に伴う各事業が先ほど展開されている5項目がありましたが、現段階での認知症施策の効果、どのような評価を町でしているのか、その点について伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

認知症施策の評価については、認知症患者ご本人や、その家族が安心して生活するために有効化が重要であると考えております。先ほどのご説明しました事業の幾つかを申し上げますと、もの忘れ相談会では早期発見・早期治療によって認知症患者のQOLの向上、そのほかご家族の負担軽減につながっていると評価をしております。

また、認知症サポート養成講座については、高齢者への関わり方や心持ちなど児童生徒皆さんの意見を聞かせていただいております。一人でも多く若い世代の理解が得られることで認知症患者、その家族に優しい地域づくりに効果があると現段階では評価をしております。

また、脳活いきいきたいむでは、楽しみながらの意識や関心が高まりつつありますので、今後、町内でも引き続き、広めていく必要があると評価をしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 3点目。

認知症サポーターは全国的において2,400万人と言われております。先ほどの答弁でも養成講座を終了した人が1,170名と言われておりましたが、現状の人数で那珂川町は大丈夫なのか、この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 高齢者が今後も増えていきますので、認知症サポーターの必要性は考えております。

今年度より小学校のご協力によりまして、今年度は200名の養成を予定しております。また、働き盛りの青壮年期を対象に夜間開催するなどの予定をしているところですが、今後は若い世代へ継続的にサポーター養成をしていきたいと考えておりますので、毎年、小学校のご協力があれば200名ずつ養成が可能かと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今の答弁で小中学校生にも200名程度ということがございました。それを合わせると1,370となりますが、各年で200名ずつ増やしていくという話がありましたが、今後どのくらい増やしていけばいいのか、その点、最終的な数です。考えているかお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

人数については具体的には何人までという設定は正直しておりませんが、今年度より小中学校さんのほうで開始ができましたので、できる限り200名ずつ養成を実施していきますと5年間で1,000人の養成ができるということになります、10年後には2,000名養成できるのではと考えております。

以上になります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 毎年200名程度研修修了者を増やしていくという考えですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

4点目、認知症基本法の中に認知症施策推進基本計画がございます。そこに市町村計画の策定に当たっては認知症の人及び家族等の意見を聞くこととあります。また、先ほど課長も言われましたけれども、これはあくまでも努力義務ということで記載もされておりました。

答弁でありましたけれども、団塊の世代が全て75歳以上になりますと、25年には高齢者の65歳以上、5人に1人が認知症患者ということになります。全国的には700万人と推測されております。また、40年には4人に1人、約950万人に達するとも言われております。認知症患者の将来を見据えて、早々に認知症基本法に基づき町の認知症施策推進基本計画を作成すべきと思いますが、その点について伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

繰り返しになってしまうのですが、現在高齢者福祉計画、第9期の介護保険事業計画の中に認知症施策推進基本計画を包含して策定する方向で検討を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 先ほど第9期計画の中でその一部を取り上げて、その認知症患者の対応を再度考えていくということですが、そこから独立して、やはりその認知症の基本法ができたということを再度認識させていただいて、今後しっかりと取り組んでいただければと思

ます。

3項目に入ります。

行政区について細目3点について伺います。

1点目、行政区の加入戸数の推移について伺います。

2点目、行政区の男女数について伺います。

3点目、男女共同参画の観点から行政区の運営に女性の参画が少ないことについて町はどのように考えているか伺います。

以上、3点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 行政区についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、行政区の加入戸数の推移についてですが、ここ3年間の推移は、令和3年度が4,120戸、令和4年度が4,021戸、令和5年度が3,933戸で、年々減少している状況にあります。

次に2点目、行政区長の男女数についてですが、現在、37行政区がありますが、合併時から現在に至るまで全て男性の方が行政区長に就任されている状況となっております。

次に3点目、行政区の運営に女性の参画が少ないことについてですが、町では、第2次那珂川町男女共同参画計画に基づき、「男女が認め合い、支え合い、一人一人がいきいきと輝く町を将来像」とし、推進しているところであります。職場や学校、地域、家庭など、あらゆる分野で男女共同参画の推進が求められており、地域活動に関しましても、多様な住民の参画やリーダーとしての女性の参画を拡大し、よりよい地域社会を構築していくためには必要なことであると考えております。

今後も男女共同参画の意識の醸成に努め、女性が参画しやすい環境づくりを行政区と連携して行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目、行政区の加入戸数減少について、町長の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私の考えはここに書いてあるとおりでございます。この行政区への加入、

これは強制ではございません。任意加入であります。そういう中で、当然町としては罰則もつけられるものではございません。あくまで各行政区の中で対応をしていただきたい、このように思っているところでございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 行政区です、班とか組とかありますが、そこから抜けてしまった人の場合、地域行政につきまして大きな差異はあるかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

班や組を抜けた場合、大きな違いがあるかというご質問でございますが、これまでの住民同士のつながりや地域のつながりがなくなっていくというコミュニティの希薄化につながっていくものと思われまます。また、広報紙など町からの情報についても行き届かなくなってしまうということが考えられます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） ここ数年の間に行政区において高齢化による班、組が解散してしまったところがあるかどうか、それについてお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

ここ数年の間で班や組が解散してしまったところがあるかのご質問でございますが、ここ数年においては班の解散はありませんでした。組の解散につきましては、町において組数の把握までは行ってございません。詳細に把握はしてございませんが、行政区長様から毎年各班の戸数の報告をいただいておりますので、その戸数が減っていた場合、組が解散したものと推察できる行政区はございました。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 私の組において過去に4組ございましたが、2組がもう、解散している状況でありましたので、かなり厳しい状況が今後も続くのかなと思ったものですから質問さ

せていただきました。

行政区の班や組が解散しないための町の施策として何か講じているか、その点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

解散しないための対策、施策でございますけれども、行政区につきましては、有志的に結成されたそれぞれのルールに基づいて運営されている組織でございます。行政区の加入率低下は先ほども申し上げましたとおり、地域の結びつきの希薄化につながる重大な課題であると認識はしております。

対策としてはこれといった有効な手法がないのが現状でございます。これまで様々な会議の中で話題となっております、県内の行政区長の県自治会の連合会等の会議、または県の町村会での担当者会議の中で、行政区の加入率低下に関して情報交換あるいは意見交換等を行っております。県内の各市町におきましても同様な問題となっている状況でございます。今後におきましては有効な情報を収集いたしまして、加入率向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 一般的に自助、共助、公助により協働のまちづくりが展開されていると思います。行政区の班や組が減少しますと、共助のところだけ小さくなってしまおうと思んです。そうすると、町の職員の負担がどんどん増していくような状況になります。この点についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

班や組が減少することで町の負担が増えるのではないかとということでございますけれども、たしかに班や組が減少することでこれまで行政区にお願いをしていることを、町がその役割をしていかなければならないので負担が出てくるものと認識をしております。

行政区は町と地域をつないでいるパイプ役でもありまして、地域のつながりやお互いを支え合っている地域の一番身近な自治組織でもございます。行政区の意義をより一層周知いたしまして、加入率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2点目に入ります。

行政区長に女性が過去にも現在にも一人もいないということについて町長の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 各行政区は各行政区の中で区長さんあるいは班長さんを選出しております。町でも、農業委員さんあるいは各種委員会の委員さんについては、男女共同参画、女性活躍社会の中で女性の割合を増やそうということで町も努力はしています。

ただし、この行政区長さんには町がこの方をお願いしますという推選をするわけではございません。各行政区の中からこの方を行政区の区長として町のほうに推選をしていただいて、町が委嘱をする、そういう形になっております。ですから、町のほうから各行政区に誰さんをお願いします、女性をお願いしますということは一切言えません。それはご理解いただきたいと思えます。

それと先ほど来、行政区が加入者が少ない、大金議員の地区でも組がなくなったとか、そういうお話もお伺いしました。大金議員、やはり各地区の議員さんがリーダーという存在の方が多うございます。そういう中で行政区、組がなくなった原因追及と、こういうこともなさって、そして、もう一度立ち上げて、こういう成果が出たから町ではどうか、こんなご提案をしていただけると非常にありがたい、このように考えております。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 地域の問題だという一言になってしまったような感じを受けますが、地域でも一生懸命やっているのは間違いございません。

今年6月19日付の下野新聞に那須塩原市黒磯地区の自治会の話が掲載されておりました。内容は、自治会が改革への第一歩、女性会長3割を目指すということで、大見出しでここに載っております。女性活躍の推進、身近なところからとありました。現在黒磯地区で78自治会のうち女性会長を務めるのが10自治会で、12.8%です。男女共同参画を旗印に今一生懸命頑張っているよということでございました。町行政において各審議会や各委員会等で会員数の3割を女性が担っていくことを目標に掲げていると思えますが、現状についてお伺いし

ます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員に確認をさせてください。

今細目の2でしょうか、それとも3でしょうか。今男女共同参画のお話が質問の中になりましたので、確認をさせてください。

○5番（大金 清） 2です。2点目です。

失礼しました、3点目です。

○議長（益子純恵） それでは、細目3項目めの再質問ということによろしいでしょうか。

○5番（大金 清） すみません、それでお願いします。

○議長（益子純恵） 答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の現状についてのご質問でございますが、現在各審議会委員などに占める女性の割合でございますが、令和5年4月1日現在31.8%となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 3割を超えたということで本当にありがとうございます。これからもしっかりと男女共同参画の活動により多くお願いしたいと思っております。

先月8月10日付下野新聞に地域貢献休暇創設か、総務省年内通知掲載されておりました。条例で制定すれば職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を創設できることになりました。内容は、自治会やNPO、まちづくり協議会、自主防災活動等に担い手不足の解消を図ることとしています。地域貢献活動休暇の取組についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域貢献活動休暇の取組ということでございますが、この地域貢献活動休暇につきましては議員ご指摘のとおり自治体が条例で定めれば、職員の特別休暇として創設できるようになるとの新聞報道がございました。

行政区やNPOなどの担い手不足が深刻化する中、職員が活動に参加しやすくなると言われております。現在国から通達がなく、新聞報道等による情報しかないため、何も取り組んでいないのが実情でございますので、通達により今後検討をさせていただきたいと思いま

す。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 職員が休暇を取って地域社会の活動のためにできる、地域にとっては担い手不足が深刻化している中でありますので、大変にありがたいことだと思っております。また、職員にとってはこれは大変なことではありますが、よい経験にもなるかなと私は思っております。これから前向きに取り組んでいただければと思っております。

最後に町長の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） ただいま議員がおっしゃいました地域貢献活動休暇というのは、非常にいい考えかとは思いますが。しかし、今役場職員の中でもいわゆる消防団員として活動している職員がいます。一朝有事の際は、課長あるいは上司に行ってきますと言って、即出て行きます。大抵の公務は置いて、消防活動に出ています。それも一つの、地域貢献活動ではないか、このように考えております。

それと、わざわざ平日ではなくとも各地域の行事、これは土曜であったり日曜であったり、そういうところに集中的に行事を設定している地区もございます。そういう中にぜひ、役場職員等も参加して、地域のために役立っていただきたい、そのように思います。それと、改めて地域貢献活動休暇については先進事例もあると思っておりますので、研究をさせていただきたい、このように思っています。よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町長、前向きに考えていただいてありがとうございます。

以上で、公明党、大金 清の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第 5、一般質問を続けます。

◇ 矢 後 紀 夫

○議長（益子純恵） 2 番、矢後紀夫議員の質問を許可します。

2 番、矢後紀夫議員。

〔2 番 矢後紀夫登壇〕

○2 番（矢後紀夫） 議員番号 2 番、矢後紀夫。

通告書に基づき 2 項目について一般質問いたします。執行部の建設的な意見を求めます。

1 つ目の質問は、循環型社会を目指す生ごみ堆肥化事業について。

2 つ目は、学校体育館の冷房設備設置についてを質問いたします。

では初めに、循環型社会を目指す生ごみ堆肥化事業について質問いたします。

町は平成 31 年 3 月に人と自然が共生する安全・安心な町として第 2 次那珂川町環境基本計画を策定しました。そして、豊かな自然環境と共に歩む町を目指して 4 つの基本目標を立てました。

その中の目標の 1 つに循環型社会の構築を挙げ、個別目標には廃棄物の減量と資源の循環としました。その目標に沿った事業が平成 28 年 10 月より始めた生ごみ堆肥化事業であります。しかし、その事業の内容には一部の限られた地域住民対象の事業であったり、その収集経費が膨大であること、そして、生産された堆肥の品質や供給先などを計画に上げた理想の循環型社会の構築としては課題も数多く見受けられます。

そこで、もう一度事業の内容の問題点を洗い出し、当町の地域特性と未来を見据えた時代に合った循環型社会の構築を事業の見直しをも視野に入れた上で次の質問をいたします。

まず 1 つ目は、平成 28 年度より始めた生ごみ堆肥化事業の目的と目標を改めて伺います。

次に、生ごみ堆肥化事業のこれまでの成果を伺います。

3 つ目は、町を挙げてごみ排出抑制プロジェクトの推進をしているが、生ごみ堆肥化事業

が特定地域に限られてきた理由はなぜなのか伺います。

そして、4つ目の最後に設備の老朽化と作業者の跡継ぎ問題、経営状態を含め今後も現在の現状のまま事業を継続していくのかを伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 循環型社会を目指す生ごみ堆肥化事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、事業の目的及び目標についてですが、生ごみ堆肥化事業は、第2次那珂川町総合振興計画と第2次那珂川町環境基本計画に基づき、循環型社会の構築を推進することを目的として、環境問題への意識醸成と、ごみ焼却量の減量化を目標として実施しております。

次に2点目、これまでの成果についてですが、当事業は、平成28年度の実証実験を経て、平成29年度から本格稼働し、現在、馬頭地区・小川地区の市街地を中心に、11行政区・120か所のごみステーションに168個のポリバケツを設置し、各地区で週2回の回収を実施しております。また、堆肥化により製造した肥料を年2回に分けて、町民を対象に無償配布しております。そのほか、一部については「なかがわちよい足し肥料土の恵」として、道の駅ばとうで販売しております。

これまでの成果につきましては、平成28年度の事業開始から令和4年度までで合計1,266トンの生ごみを回収することで、ごみの焼却量の減量化を行い、焼却費用の軽減や二酸化炭素排出の抑制を図りました。また、製造した187トンの堆肥を無償配布し、循環型社会の構築を推進いたしました。

次に3点目、事業が特定地域に限られてきた理由についてですが、現在、馬頭地区・小川地区の市街化地区を中心に、11行政区で実施しています。対象地区は、新町・室町・南町・田町・小川第2から第5行政区となっております。

平成28年度にモデル事業を実施した際に、収集経費と収集量の費用対効果や地域の立地条件等を勘案し、市街地のみを対象地区といたしました。

次に4点目、今後の事業継続についてですが、現在使用している施設は、平成15年度に地元畜産農家で組織する組合が利用する堆肥化施設として整備されたもので、設置から19年が経過しております。施設の老朽化の状況については、特に、堆肥を攪拌する機械設備の老朽化が顕著であり、近い将来に修繕や更新が必要であると思われま。

施設の運営については、組合に業務委託をしております。当面は、現行どおり管理業務を

実施していただけることになっております。

しかしながら、老朽化設備の解消や業務委託の内容については、今後見直しを行う必要がありますので、事業目的である循環型社会の構築やごみの減量化の最適な手法について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、再質問いたします。

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が軽減される社会が循環型社会の定義とすれば、持続可能な社会を目指すため、当町としても避けることのできない目標であります。目的と目標は十分に理解いたしました。

次の細目2の質問に移ります。

生ごみ回収1,266トン、187トンの堆肥製造、焼却費用の軽減、二酸化炭素排出抑制を成果として挙げられましたが、町としては費用対効果を含め、これで満足できる成果だと認識しておられるか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 本事業の成果についてのご質問ですが、まず、第2次環境基本計画では循環型社会を目指す町といたしまして、ごみの排出量抑制の目標として5年以内に1人当たり年間排出量5%以上、14キログラムの削減を掲げております。本事業の取組もこの目標達成に寄与する施策として位置づけられておりますが、コロナ禍による在宅機会が増えたことも影響し、達成が難しい状況でございます。

しかしながら、本事業の目的には循環型社会の実現、環境保全についての住民や地域社会の意識醸成といった費用に換算できない面も含んでおります。事業の定着化により、こうしたプライスレスな点で一定の効果があったことを考えております。

また、広域に持ち込まれました可燃ごみ袋を展開検査したところ、令和4年度では厨芥類、生ごみの割合が7.5%であったことから、那珂川町から搬入された3,618トンのうち約270トンが生ごみであると推測されます。生ごみの分別収集により188トンが収集されたことから、この堆肥化事業により可燃ごみに含まれる生ごみが約40%削減されたと推測されます。一定

の成果はあったものと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、再質問いたします。

令和4年度の生ごみ堆肥化事業概要調書ですが、総事業費1,675万9,750円、内訳として、堆肥処理業務委託料が792万円、生ごみ運搬委託料660万円、収集用バケツ洗浄業務委託料が102万7,000円、収集用バケツ設置業務委託料9万2,480円、堆肥成分分析委託料27万270円であり、全て一般財源にて賄われております。

これだけの財源を投じているにもかかわらず、町民の皆さんに堆肥を無償で配布し、当町の堆肥化事業商品としては販売していないのが実情です。近隣市町では、地元ブランド堆肥としてちゃんと商品化され販売されています。当町の堆肥化事業の製品が大々的に販売目的の商品とならない理由を伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 商品化、販売についてのご質問ですが、現状、製造した堆肥にはビニール片などの異物が混入しており、こうした混入物を取り除く必要があり、こうした業務により経費が増加することなどから、全ての堆肥を商品化、有料で販売するのは難しい状況になっております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 町民の皆さんの生ごみの出し方が好ましくないということが理由でしょうか。商品の品質を上げていくというお話ですが、生ごみの出し方、マニュアルの見直し、周知の方法、実際、ステーション現場での直接指導等、品質向上を図るための対策をこれまでなされてきたのか伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 品質向上の対策についてのご質問ですが、生ごみの出し方につきましては、毎年、ごみ収集カレンダーと一緒に配布しているごみの分け方・出し方に記載しているほか、町ホームページで掲載しております。

また、収集バケツへの注意喚起の貼り紙や行政区回覧を行い周知に努めてまいります。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） これは私が伺ったお話なのですが、町民の方のお話で、事業で生産された製品にはプラスチック破片や発泡スチロールなど異物混入があるのを知った。自宅で食する野菜栽培に堆肥を使用したいのだが、安心・安全な野菜栽培を考えると、ちょっと使いたくなくてねというお話を伺いました。

町は成分分析もした上で安全な堆肥を生産していると考えていますが、管理施設で異物の混入を確認すると利用をちゅうちょしてしまう方もいらっしゃるという現実もあります。異物混入根絶を目指す考えがあるのか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 異物混入根絶への対策についてのご質問ですが、各ごみステーションに監視員を配置してはどうかとのご意見もありましたが、ごみステーションの管理は使用者である地域住民に対応してもらっているため、地域住民が自主的に行うことには問題ありませんが、町から強制的に監視・指導を地域住民にお願いすることは考えておりません。

町としては、引き続きごみの分別の徹底については個人のモラルに訴えるような啓発活動を進め、地域住民と一緒に対応策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は、この事業を始める以前に町民の皆さんに周知しなければならなかったことが多様にあったのではないかと考えます。循環型社会構築を目指し町民の皆さんの環境問題の意識醸成を目指すのであれば、ごみの出し方と収集の利便性、収集の効率化だけを狙ったマニュアルを提示しているような気がするのです。ごみの発生と排出抑制の推進、すなわち大切なのは、生ごみを生み出さないという意識の醸成に触れていないことから、先ほどの異物混入という問題につながっているのではないのでしょうか。

具体的には、町民向けにごみの4Rの意味説明周知がどこにも記載されていないのが表れです。基本計画には4Rの推奨という言葉が出てくるのですが、実際にごみを出すパンフレット等々、チラシにはそういったことが記載されていません。例えば4R、リフューズ（断わる）レジ袋や割り箸、過剰包装、マイボトルなどを携行し、瓶・缶・ペットボトルの利用を控える。リデュース（少なくする）これが生ごみには大切だと思います。トレイやパックに入ったものを極力避け、ばら売りのものを購入したり、詰め替え用の洗剤やシャンプーを

選ぶ、食材を買い過ぎて冷蔵庫で腐らせない、料理を作りすぎない、食べ残さない。次のリユース（繰り返して使うもの）修繕して使う、人に譲る。最後に、リサイクル、これは町民の皆さんもよくご存じだと思いますが、なるべく捨てない。

4 Rの周知をしないで、ごみへの集め方だけを指導し、誘導するという考え方がそもそも間違っている気がいたします。

そしてまた、生ごみに関して言えば、3切りという言葉が重要になってきます。使い切る、食べ切る、水切りです。水を切るということはチラシには書いてありますが、使い切って、食べ切る、そういったことはどこにも周知されていないというのが現実です。そういったところの見直しがなされなければ、私はやはりごみを出せばいいのか、生ごみをそこへ持って来て捨てればいいんだと、多少入っていたって、どうせ堆肥にしかならないんだからという意識にしかならないと思います。その辺のところの周知方法が今までも正しかったかどうかをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 家庭での取組についてのご質問ですが、循環型社会の構築やカーボンニュートラルの実現、SDGsの実践をしていく上で、ごみの減量化、ごみの削減は全てに関連する問題で、大変重要であります。

ごみの削減を進める上で、各家庭ができることとして、レジ袋や過剰包装を断るといったリフューズや、詰め替え商品の利用や食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りといったリデュースといった4 R活動の推進が家庭ごみの減量化の最初の取りかかりとして重要であると考えますので、そのような観点からも、今後は普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 先ほどの答弁で了解いたしました。

それでは、細目3の再質問に移らせていただきます。

答弁の中でおっしゃられた地域限定の部分ですが、町民の皆さんの中には、事業の概要は多少知ってはいるが、回収ポリバケツすら見たことがないというご意見も伺いました。答弁では、収集経費と収集量の費用対効果が地域限定の理由になっているとのことですが、今後、町全体に事業を拡張する考えがあるのか伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 対象地区の拡大についてのご質問ですが、対象地域については、現在、市街地の1,292世帯が協力世帯として登録されており、町全体の約20%の世帯に協力してもらっております。これを町内全地域を対象として拡大した場合に、世帯数が5倍、ステーション数が3倍となりますので、事業費用は3倍以上に増加することが見込まれます。現在の一般ごみの収集業務委託料と変わらない金額となり、経費が増大することから、対象地域の拡大については慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そういった採算を考えてということをお伺いしました。しかし、これは当初よりそういった計算が成り立って、当初より限定地区で事業を展開しようとしていたのか、それとも、いずれは町全体に普及させようとした事業であったが、経費がかさむということで現在の地域限定ということになっているのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 町全体を対象とする考えがあったかについてのご質問ですが、当事業の当初の計画では、モデル事業実施後、市街地を中心として参加世帯を増やしていく計画でした。ただ、先ほども述べましたように、事業経費の問題で対象地域の拡大については慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、さらに質問いたします。

これからも町内全域でなく、地域限定にて事業を継続するということは、町を挙げて循環型社会の構築と環境問題への町民の意識醸成という目的、目標も狭く地域限定されていることにはなりませんか。伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 対象地域の限定、いわゆる対象地域外への対応についてのご質問ですが、生ごみ資源循環につきましては、当事業のほか、コンポストなどの生ごみ処理器に対する補助制度を設けております。対象外地域の世帯につきましては、この補助事業を活用していただき、循環型社会の構築に参画していただければと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、さらに質問いたします。

市街地以外の場所であっても、スペースの問題等にてコンポストの設置困難な住宅事情の方もたくさんおられます。市街地以外のお宅が全て農家であるであったり、そういった条件が整うお宅ばかりではないと思うのです。しかも、コンポストによってできた堆肥を庭も畑もないご自宅で有効利用のできない方たちが、それを率先して事業としているところに参加してもらえると到底思えないのですが、町は市街地以外でのご家庭での生ごみ資源化事業に、このコンポストによって広く参加してもらえると思っているのか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 対象地域外の生ごみ資源化事業の実施についてのご質問ですが、ご家庭の状況によってコンポストの設置場所や堆肥を還元する場所がないため自家処理による資源化が困難であろうかと思えます。こうした場合、機械式の生ごみ処理機を活用していただき、ごみの減量化に努めていただきたいと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 一般的には、これらの事業は生活ごみ資源化事業と称されます。この資源化には幾つものタイプがあるようです。資源化設置型に決め、県内でも珍しいバケツ収集方式を選択した理由はなぜなのか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 資源化施設設置型でバケツ収集方式を選択した理由についてのご質問ですが、まず、資源化施設設置型を選択した理由でございますが、平成15年に富山地区に整備された堆肥化施設を活用することで事業経費を抑制できる点がございました。

また、収集方式につきましては、バケツ収集方式と生ごみ専用の生分解性ごみ袋による収集方式について検討した結果、生ごみ専用袋の場合はごみステーションがカラスや猫などに荒らされる可能性があること、また生ごみ専用袋の購入などに住民の負担が増大することなどから、より住民負担の少ないバケツ収集方式を採用いたしました。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） この種類の中に、先ほどお話に出たコンポスト容器普及型、小型堆肥化装置複数設置型、そして当町で事業化している資源化施設設置型ということで、富山に設備

があったということ、それから、生分解性プラスチックは費用が高い、鳥獣に対しての対策としてポリバケツという選択肢を取られたということですが、これはやはり町民全体で循環型社会を目指せる収集方法ではなく、先ほど言った小型堆肥化機械の設置ですとか、それから全家庭でコンポスト事業にしようとか、このバケツ回収型の方法を見直すという考えがあるかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 本事業が事業開始から8年が経過しました。つきましては、その事業の見直しや内容の改善については検討が必要な時期に来ていると思いますので、今後、他市町村の事例を収集いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） ぜひ検討していただきたい部分だと思います。

それでは、4つ目の細目の再質問に移らせていただきます。

去る今年の6月27日の所管事務調査にて、私も堆肥化施設を見させていただきました。答弁にありましたように、外観上からも大半の機械設備がかなり老朽化していることが分かりました。事業の継続を前提とするならば、近い将来、答弁のとおり、設備整備が大がかりに必要になると想像いたします。費用対効果の低いこの事業にさらなる費用が必要になります。今後、老朽化設備の解消と業務委託の内容を見直すという答弁でしたが、意味合いとして、設備投資を行い設備を新しくするという考えなのか伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 事業継続についてのご質問ですが、本事業の目的には循環型社会の実現、環境保全についての住民や地域社会の意識醸成といった費用に換算できない面も含んでおります。しかしながら、設備更新など際限なく財政負担を増やすことも問題であると考えております。

生ごみの資源循環化の取組は、堆肥化のほかに貯蔵タンク内で発酵させたメタンガスによるバイオマス発電、脱水処理によるごみ焼却施設の助燃材としての利用、そのほか様々な事例がございますので、本事業の在り方については様々な観点から引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そうだと思います。今後を見据えたとき、事業の費用対効果の低さ、設備の老朽化、これからも続くであろう光熱費の高騰、それから酪農、畜産家の減少にて牛ふん等の供給不足、作業者の高齢化、当町の生ごみ堆肥化事業は課題山積であり、抜本的な事業の見直しも必要ではないかと考えます。これだけのリスクを考えながら、地域限定対象の事業を当面現行どおりに事業を継続するという考えであるのか、いま一度お伺いします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 現行の事業を引き続き当面の間継続していくのかのご質問ですが、現時点におきましてはまだ見直しの最中ということなので、急に事業をやめるとか、全く変えてしまうということは考えておりません。当面の間は現行の方式で進めた上で、引き続き問題等があった場合は見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 確かに生ごみ資源化事業は全国的にも様々な問題を抱える自治体が多くなってきているようです。しかし、町は循環型社会を目指した以上、私は那珂川町に合った循環型社会構築を目指し、生ごみ資源化も続けていかなければならないと思っております。

ささいな一例ですが、先日の日曜日、9月3日午後6時15分頃、私、小川総合福祉センターの駐車場にて堆肥化事業で生産された堆肥を1組の中のよいご夫婦が取りに来られていて、その作業中に少しお話をさせていただきました。ご夫婦は、「今年の堆肥はごみの混入が多いわ、ごみが入っていきや最高なんだよね」と嘆く反面、「今日、白菜の苗を買ってきたんだよ、これを使って植付けようと思っているんだ。ありがたいよ、ただでもらえるんだから」と。この事業の恩恵に感謝しておられる住民もたくさんおられるんだなと認識いたしました。

ですが、私は、現行の事業内容に捉われ過ぎることなく、町民全体で参加できる執行部の事業展開を望みます。一例を挙げれば、学校で児童生徒に配給されている給食が一部残されたとして、その残飯が町の事業により堆肥化され学校の花壇にたくさんの花が咲いているというような町の事業成果が子どもたちにも理解され、食育と環境の学びの支えになり、町民にも喜ばれ、近隣自治体の手本となるような生ごみ堆肥化事業に変わっていくことを切望しまして、私の循環型社会を目指す生ごみ堆肥化事業についての質問を終了いたします。

続きまして、学校体育館の冷房設備の設置についてご質問いたします。

さきに登壇されました大金 清議員が一般質問の中で質問された内容と重複することのないよう十分気をつけて質問したいと思います。

近年の猛暑の中、学校の暑さ対策の必要性は、普通教室、特別教室にとどまらなくなってきており、運動場や体育館での体育授業、部活動等の活動が熱中症の心配により思うように活動できていないといった実情になってまいりました。そこで、安全な環境の中で体育教育等を行うために町の学校体育館の冷房設備設置が必要です。そして、避難所としての役割を担う学校体育館であれば、なおさらその空調設備の環境整備は必然と思われま

す。そこで質問ですが、まず1つ目に、暑さ指数（WBGT）25度以上の日の体育館では体育の授業を含む全ての活動はどのような現状なのか伺います。

2つ目は、夏の体育授業、部活動等、熱中症を心配する理由から児童生徒の運動量が極端に足らなくなっているということはないのか伺います。

3つ目の最後は、高齢者の多い当町にとって、災害に備える避難所としても体育館には冷房設備が必要と考えます。町民の命を守るための防災面からも、まず5つの学校体育館に冷房設備を導入する考えがあるのか伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 学校体育館の冷房設備の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、暑さ指数が25度以上の活動についてですが、町教育委員会では令和3年6月に那珂川町熱中症対策ガイドラインを作成し、小中学校において熱中症予防の対策をしております。体育館を使用する場合は、授業や活動前に暑さ指数を測定し、対応を判断しています。暑さ指数が25以上の場合はガイドラインでは警戒となりますので、積極的に休息を取り入れて活動を実施しております。

体育の授業では、水筒により飲み物を持参させ、定期的に十分な休息を入れています。また、体育館では冷風機や大型扇風機を活用しています。部活動も同様に対応しております。熱中症警戒アラートの発令や暑さ指数に応じて部活動は中止しております。

次に、2点目、児童生徒の運動量についてですが、体育授業については授業の入替え等実施時間の調整で対応しています。

また、屋内水泳場「ウェルフルなかがわ」の開設により、全小中学校の授業で利用しており、水泳の授業時間は確保できております。

児童生徒の熱中症予防による体力低下の検証はしておりませんが、今年の夏は熱中症警戒アラート発令により部活動の休止日数が多く、運動時間は減少しています。

児童生徒の安全、命を守ることを最優先とし、熱中症予防対策を講じながら、状況により学習内容の調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、冷房設備の導入についてですが、大金 清議員にお答えしたとおりであります。体育館に冷房設備が設置されれば、児童生徒にとっても安全に活動可能となるため、今後、調査研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、細目1から再質問させていただきます。

まず、文科省による熱中症対策ガイドライン作成の手引によって当町のガイドラインが作成されたと思われませんが、WBGT（暑さ指数）を活動場所ごと、時間ごとに測定することが大切だとされておりますが、先ほどの答弁ですと、活動前にその場所、今課長は体育館の例を挙げられましたが、定期的に測定しているのか、もしくは1日の中で定期的に測定しているのではなく、活動前に測定しているということなのか質問いたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えをいたします。

暑さ指数につきましては、活動前、もちろん活動中にも、先ほど申し上げましたとおり、警戒レベルによりまして頻繁に計測したり、また活動中に定期的に計測する場合もございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、さらにお伺いいたします。

活動前、活動中、レベルに応じてということですが、体育館ですと屋内WBGTということになると思うんですが、それを内容の変更をするといったWBGTの測定値は幾つですか、伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

WBG T（暑さ指数）が28度以上になりますと嚴重警戒になります。激しい運動は中止させております。31度以上ですと運動は原則中止となります。こちらに基づいて判断しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 先ほどの答弁を振り返りますと、給水しながら、それから休憩を含みながら、当然、生徒児童たちの様子を見ながらというところも、数字だけではないところで見ながら途中で活動変更とか、そういうことがなされるんだと思うんですね。そういう中で、去る今年の7月28日11時頃、山形県米沢市の女子中学生が部活動の帰りに国道の歩道で熱中症と見られる症状で意識不明の状態で見つかり、搬送先の病院で死亡されました。発見されたときの気温は、午前中にもかかわらず35度を超えていたそうです。

メディアの報道によれば、この日、女子中学生は午前8時30分から午前10時まで体育館でバレーボールの部活動をしていました。およそ20分置きに休憩や水分補給を行っていたということです。当初の予定では午前11時までの部活動の予定でしたが、気温が高くなることが予想されたため1時間早く繰り上げる判断をしたそうです。

この生徒は部活動の途中で多少体調の異変を訴えましたが、復調したため通常の部活動を続け帰宅したと報道されています。このとき報道関係で問題になったのは、彼女は既に体育館で部活動中に熱中症を発症されていたのではないかという問題と、それから暑さ指数（WBG T）を測定していなかったということが大きな問題になりました。

この痛ましい事故で、もし体育館に冷房設備が完備されていたなら、想像の域は超えませんが、女子生徒は熱中症にならず尊い命を失うことはなかったかもしれないと思うのですが、当町では、先ほどの指導によって現在の熱中症対策がなされていることで起き得ない事故だと思われるか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたします。

山形県の件につきましては、私も報道等で承知をしているところでございます。大変痛ましい事故でございました。こういうことがあってはならないというのが、まず私の率直な意見、考え方でございます。

現状の対応で100%かと言いますと、必ずしもそうだと言えないと思います。

その理由は、その児童生徒の体調だとか、食事、それからストレスといいますか、悩み事を抱えていたかというようなメンタル的な問題もあろうかと思います。

したがって、子どもたちの部活動または運動をするときのチェックが重要なのではと思います。部活動が始まる前に、例えば体温を測定するとか、朝食の有無だとか、体調の変化とか、そういったものを記録させるということもやっておりますし、また、これからもこれは継続してやっていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 全くそのとおりだと思うのですが、やはり学校体育館への冷房設置は子どもたちの快適な運動環境が整うだけでなく、先ほど体育の中止等々も答弁にございましたが、より一層の体力の向上を期待するために、何より大切なこの町の宝である子どもたちの命を守るためにも、児童生徒の健康チェックに頼って、そして活動を控えることで回避することが必ず正しいものではなく、環境を整備するのが町の役目だと思われませんが、どう考えるか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

熱中症事故は急に暑くなったときに多く発生すると言われております。それにつきまして、暑さに徐々に慣らしていくことも重要とされます。また、児童生徒の軽い短時間の運動から徐々に運動強度、運動を増やしていくように、これらの取組も進めております。

体育館の空調設備の設置につきましては、大金 清議員のご質問にお答えしたとおり、近隣市町はじめ、県内の状況、動向を伺いながら、これから調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 先ほど徐々に暑さに慣らしていくことも大切だという答弁をいただきましたが、35度以上の気温に慣らしていくことなど到底できないと思われませんが、慣れると思われませんか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 本日に暑い夏を過ごしているわけですが、そうすると、子どもたちにとりましては、空調設備の整った部屋で過ごしていくことによって、そのことのほうが体力的には、これはちょっと心配な状況になるのではと思います。運動部活動をする子どもたちは、その活動の中で暑さに慣れる活動練習というものは、これは当然やっております。例えば今日冒頭、町長のほうから発言がありました甲子園のあの暑さの中で、球児たちが暑さに慣れる練習をしていないかという、そういうわけではないですね、暑さに慣れる練習を当然しておりますし、体育館というのは、35度以上になりますので、その中でバレーボールとかバスケットボールをする子どもたちも、やはり少しずつ暑さに慣れる練習というのはしているんです。

そうしますと、この後のこの夏の暑さが毎年、毎年のように続いていったときに、空調設備のないところではもういられないという状況になってしまうと、それはそれで問題かなと思います。環境に適応していく能力をつけていかざるを得ないと思います。ただ、そこでの課長の話になりますけれども、急激な温度変化というのは、これは避けなければいけませんので、そういったことにも関与していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私のちょっと取違いだったようです、慣らしていくという部分で。確かに慣らしていかなければいけない部分たくさんあると私も思います。

次の項目の質問に移らせていただきます。

これは環境省が熱中症アラート発令のために測定されたデータで、学校でも熱中症アラートの結果というものを重要視しながら活動に当たっているかと思いますが、7月の那須烏山市のWBGTの測定値です、那珂川町のデータではありませんが、学校ではこの熱中症アラートも使っているの、ちょっと参考にお話しします。

今年の7月中、24時間中、児童生徒たちが学校で生活しているであろうと思われる8時から7時までのWBGTを見ますと、学校では27度以上というふうにお話されましたが、私が思うには、やはり運動する上では25度以上はちょっと危険なんじゃないかなと思っておりますので、25度以上になる時間帯があった日は、1か月の31日間中30日間です。そのうち、全ての生活活動で起こり得る、危険が生じる可能性があるWBGT30度以上の日は14日間なんです。そして、WBGT24度以下、運動に適している、ほぼ運動しても安全であろうと

いう日は7月3日のたった1日しかありませんでした。7月に十分な体育教育ができたのか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

7月中は確かに高温が続きました。先ほど最初にもお答えしましたとおり、この時期は水泳の授業を計画的に入れまして取り組んでおります。また、部活動につきましては、夏休み開始直後から熱中症警戒アラートが発令されまして、この夏休み、長期にわたり部活動、運動部だけでなく文化部につきましても中止した中学校もございます。

また、夏期の部活動においては、開始時間についても早める対応をしていかなければならないと考えております。

各学校においては、本当に教職員が一体となって、この状況に応じた対策を講じてくださっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、さらに質問いたします。

去る8月19日、那珂川町青少年育成協会主催でわくわく体験キャンプを行いました。その中で那須茶臼岳登山を行いました。4年ぶりの開催でしたが、4年前には小中学生の参加者33名のうち、体力不足と軽い体調不良で山頂まで上がれなかった子どもは3名でした。そして今年度は小中学生の参加者が29名、そのうち山頂まで登れた子は、その参加者の約半分の人数でしかありませんでした。その日の登山条件は、気温25度、湿度55%、無風、曇り、これ以上の条件はない登山日和でした。

憶測でしかありませんが、この夏の猛暑により学校、家庭での運動が子どもたちにとって十分になされていなかったことが原因ではないかと現場スタッフは全員首をかしげたところ です。

たまたま今年の参加児童生徒が体力不足だったのでしょうか、この現状と猛暑、児童生徒の体力について関係があるかないか、町の考えをちょっとお聞きしたいです。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 今年の夏に限って申し上げますと、確かに高温で体育の授業、外での活動が制限されているということがございますので、当然、体力面の衰えというか、今まで

できたことができなかったということで、体力がついていないのではという心配は、議員のおっしゃるとおりだと思います。

そこで、キャンプでの登山のお話をいただきました。これは私も情報として報告を受けていますけれども、体力がやはり劣っているのかなという心配をしたところでございます。

実は、この体力につきましては、この4年間、コロナの影響で本当に体力の低下を痛感しているところでございます。中学校の陸上競技大会の優勝の記録を見ても、全て今までの記録には遠く及ばない、特に長距離走みたいな記録というのは、今まで優勝タイムが高かったのに比べると、軒並み低くなっているということがございます。100メートル走のクラウチングスタートというのがありますけれども、自分の体を手で支えられないといったようなお子さんも、私は実際に見ました。どの原因が子どもたちの体力を低下させているのか。

それは、はっきり申し上げますと、その検証をしておりませんので申し上げにくいところでございますけれども、この夏の高温と、それからコロナの影響というのは少なからずあるのではないかと考えております。その対応をどうするかというのがこれからの課題かと考えているところでございます。

○議長（益子純恵） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 全く私はそのとおりだと思います。その観点から夏と言わず、体力づくりができる、そして体育館で体力づくりができるという環境づくりとしては、学校体育館への冷房設備設置なのではないかと思っておりますので、ぜひとも設置をお願いしたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3つ目の質問ですが、先ほど大金 清議員による質問で避難所としての役割等々、質問、答弁としていただきまして、そのとおりで必要性が高いと私は思っております。ですから私は、なぜ必要かというところをもう一度深くお話しして、この質問を終わりにしたいと思っています。

先ほど町長の答弁の中であった文部科学省のお話ですが、文部科学省は断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き教育環境改善に取り組んでまいるということをうたっております。なので、ぜひとも国と町と協力していただいて、何とか体育館に設置していただきたいと思うのです。

そして、災害の部分で付け加えるとすれば、もし今年のような猛暑の中で大きな災害が起きて、たくさんの町民が被災された場合、避難所となるのはやはり体育館だと思います。そ

して、そこには冷房設置が必ず必要だと思われます。その冷房設置は町民の命を守るためです。せっかく命を守るために避難所へ被災者が避難して、そしてその環境によって体調を悪くして、寿命を縮めるようなことがあつては私はならないと思います。であれば避難しなければよかったということになってしまいます。

そして、なぜ私が5か所の学校にといいますと、矢板市では当初、学校の冷房設置には地域のバランスというものを考えたそうです。東日本大震災のときに甚大な被害を受けた矢板市では、そのブロックごとに避難できる場所を考えて4つの学校に設置したそうです。那珂川町もその地域バランスを考えますと、学校への設置が一番早いと。

そしてまた、子どもたちの健全な教育環境を整えるために学校への冷房設備をまずお願いしたいと思ひまして、矢後紀夫の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子純恵） 2番、矢後紀夫議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時40分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

◇ 小 川 正 典

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員の質問を許可します。

7番、小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 7番、小川正典です。

それでは、通告に基づき3項目について一般質問を行います。

1項目、放課後児童クラブの管理運営について、2項目、消防水利の設置状況について、

3項目、馬頭総合福祉センター駐車場の整備について、以上3項目についてであります。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1項目、放課後児童クラブの管理運営について、細目4点質問いたします。

近年、共稼ぎの家庭が増加しており、このことにより放課後児童クラブの制度は大きく変化しており、児童が安心して過ごせる生活の場や遊び場を提供するとともに、発達に応じた活動ができる施設環境の整備が求められております。当町の放課後児童クラブの目的にも、安全・安心な居場所を提供し、適切な生活習慣や遊びを通じて児童の健全な育成を支援すると記してあります。

家族構成は時代の変化とともに大家族から核家族へと移行し、両親とも就労する家庭が増加し、近年では両親が就労することが一般的になっていると聞き及んでおります。

そこで、細目1点目、馬頭及び小川放課後児童クラブの過去5年間の利用者数について伺います。

次に、細目2点目、小川放課後児童クラブは旧保育園の建屋を利用しており、トイレや空調について一部改修は行われておりますが、施設の老朽化が進んでいることから、長期間の使用は危険と考えております。

そこで、小川放課後児童クラブ施設の今後の方向性について町の考え方を伺います。

細目3点目、馬頭放課後児童クラブは馬頭小学校校舎改修工事の仮設校舎のプレハブを再利用していると伺っているが、馬頭放課後児童クラブ施設の今後の方向性について町の考え方を伺います。

細目4点目、放課後児童クラブを利用している家庭に対し、2人目以降の利用料を減免する考えがあるか伺います。

以上、1項目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 放課後児童クラブの管理運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、馬頭及び小川放課後児童クラブの過去5年間の利用者数についてですが、平成30年度以降の各年度における月平均の利用者数を申し上げますと、馬頭放課後児童クラブは、平成30年度は56人、令和元年度は57人、令和2年度は68人、令和3年度は64人、令和4年度は70人であります。小川放課後児童クラブは、平成30年度は39人、令和元年度は47人、令和2年度は44人、令和3年度は48人、令和4年度は39人であります。

なお、令和4年度の人数には当該年度から開始した一時利用の人数も含まれております。

次に、2点目、小川放課後児童クラブ施設の今後の方向性についてですが、議員ご指摘のとおり、小川放課後児童クラブは昭和52年に建設された旧小川第一保育園の園舎を使用しておりますので、施設の老朽化は進んでいる状態です。小川小学校の余裕教室の活用や新施設の設置、既存施設の改修など様々な選択肢の中から小川放課後児童クラブにとって何が適切なのか、教育委員会や小川小学校も含めて今後も引き続き協議を進めてまいります。

次に、3点目、馬頭放課後児童クラブ施設の今後の方向性についてですが、馬頭放課後児童クラブ仮設保育室は、馬頭小学校校舎改修工事に伴い保育室として活用していた馬頭小学校校舎内空き教室の代替施設として平成29年に設置したものです。

今後につきましては、小川放課後児童クラブと同様に、馬頭放課後児童クラブにとって適切な選択肢を教育委員会や馬頭小学校と協議していきたいと考えております。

次に、4点目、2人目以降の利用料の減免についてですが、県内において同一世帯で2人目以降の利用児童に対する減免措置を実施している市町があることは把握しております。今後の子育て支援策の充実のためにも利用料の減免は一つの方策であると考えられますので、減免を実施した場合の利用料収入シミュレーションなどを行った上で検討してまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 1点目の再質問に入りたいと思います。

前段で申し上げましたとおり、放課後児童クラブの利用者の方が増加していると。令和4年度、馬頭が70人、小川が39人、児童数が減っても利用する児童は増加傾向にあることは間違いがないと、この数字からも言えると思います。

そこで、馬頭及び小川放課後児童クラブの指導者数について、何人おるのか伺いたと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの支援員の数ということでございますが、放課後児童クラブの支援員は40人の一単位ごとに2人以上配置することとなっており、現在、馬頭放課後児童クラブは6人、小川放課後児童クラブは4人配置しております。

なお、児童数の増減やイベント等により前後することはございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 指導員は馬頭放課後児童クラブは6名、小川放課後児童クラブは4名の指導員が配置されていると。児童20人に対して指導員1名の基準を大幅に上回っておるわけでございまして、これで安全が担保できるということで、両親も安心して放課後児童クラブに預けられると思うところであります。

以上で細目1の再質問を終わりにしまして、次に、細目2点目の再質問をいたします。

先ほどの答弁で様々な選択肢の中からという答弁をいただきました。それで協議をして進めていくということでございますけれども、新施設時の設置については、場所の選定やら財源両面から、近い将来に設置できるとは考えにくいと思われまして、小川放課後児童クラブ施設は、今も前段で申し上げましたし、答弁にもありましたけれども、老朽化が進んでおり、施設内には立入禁止エリアが数か所見受けられます。改修して使用する選択肢は、この危険性からないのではないかと思われまして。

施設以外にも、校庭は39名の児童が遊ぶには狭くて、ぶつかる、けがをする等の危険が潜んでおります。また、小川小学校の校庭の一部を使用することや、グラウンドの使用は認められていると聞いておりますが、教室から双方とも死角になっておりまして、安全を担保する意味で、児童だけの使用は認めておらず、指導者が付き添うということになっております。自由に遊ぶことができない状況にあります。

また、小川小学校と小川児童クラブの境には階段がありますが、南側はオープン状態にあり、落下する危険性などがあります。これほど危険性を含んでいる施設にもかかわらず、具体的な方向性を示せないのはなぜなのか伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまのご質問にお答えいたします。

危険が潜んでいる施設にもかかわらず具体的な方向性を示せないのはなぜなのかということでございますけれども、放課後児童クラブの施設につきましては、先ほども答弁しましたとおり、現在、関係部署と協議を進めているところであります。児童にとってよりよい環境となりますように、今後も全庁的な検討の場といたしまして調整担当者会議での公共施設の在り方の検討委員会でも検討していくことになっております。

なお、建物等の施設の危険箇所につきましては、児童の安心・安全が第一でございますの

で、その都度、危険な箇所につきましては、どのような対策をとったらいいかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 危険性が潜んでいるのは承知しているということで、町の調整検討委員会で協議して進めていくというお話ですけれども、この保育所を使ってから長い年数使われていると、いつまでにやるという見通しで進めておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

いつまでに検討を進めていくのかということでございますけれども、先ほど申しました公共施設の在り方検討委員会につきましては、今年度中を目途に検討を進めていくと聞いておりますので、その検討に沿って、その後、新設等どうあるべきかについて関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 先ほどの答弁の中で、小学校を使うのも視野に入れているということでございますので、教育長にお伺いをしたいと思います。

隣的那須烏山市では、全ての放課後児童クラブは小学校の教室を使用していると伺っております。小川放課後児童クラブに限り小学校の教室を使用することを早急に検討する考えはあるかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの質問にお答えをいたします。

教育委員会内で小川放課後児童クラブの小川小学校を活用できるかということシミュレーションをしているところでございます。というのは、実はいわゆる余裕教室、空き教室がないものですから、では、どうするかということなんですけれども、特別教室というのがありますが、特別教室を動かして子どもたちの動線の確保とか、入り口、出口の件、それから施設の管理をどうするかとか、あとはトイレをどうしたらいいか、そういったことを検討しているところでございます。

いずれにしても、これは一部の改修が必要になってくるだろうというところまでは検討したところでございます。では、具体的にどうするかということについては、今子育て支援課長が答弁しましたように、関係の各課と連携して進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） いろんな場で検討して進めていくという答弁でございます。

将来、当町を背負うであろう児童に安全で安心な過ごしやすい場所を早急に提供していただくよう切望しまして、3点目に移りたいと思います。

馬頭放課後児童クラブは利用者が年々増加傾向にあり、教室の確保が難しい状況にあるのは理解できますが、教育委員会や馬頭小学校と協議していきたいという答弁なんですけど、この答弁には重みを感じられません。いきたいとは、具体的にどう捉えればよいのか伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまのご質問にお答えいたします。

協議をしていききたいと先ほど答弁したことについてでございますが、馬頭放課後児童クラブにつきましても、小川放課後児童クラブと同様に関係機関と協議をし、また公共施設の在り方検討委員会でも検討していくことになっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 答弁は全くそのとおりだろうというふうに思いますけれども、やはり馬頭、小川も今の施設のたたずまいといいますか、随分環境が違うんだろうと思っております。前に戻ってしまいますと大変なことになりますから言いませんけれども、馬頭のほうも、改修されてよくなっておりますけれども、これも教室を使えるようにぜひ検討していただくようお願いしまして、4点目の質問に入りたいと思います。

減免を実施した場合、利用者の収入シミュレーションを行って検討するとの答弁でございましたけれども、馬頭、小川で減免対象者、2名以上を利用されている方というのは何名おいでになるのか伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

対象者は何人いるかということでございますが、本年度の9月の利用登録者数で見ますと、通常利用の登録者87名のうち、第2子は18人、第3子は1人となっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） このシミュレーションをした年間の減免額、まだどのくらい減免するかは決めておられないとは思いますが、シミュレーションをするということはそういうことだろうと思いますので、何%の減免で2人が18名、3人が1名とされたのか、その減免額は幾らなのかお願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

シミュレーションで減免額はどのくらいになるかということでございますが、令和5年9月の利用登録者数で第2子を半額、第3子を全額免除でシミュレーションしてみますと、1月約8万円の収入減となり、年額にいたしますと96万円程度の収入減となる見込みとなっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 2人目50%、3人目全額ということで、まず減免の数字からすばらしい考え方だと思っております。隣的那須烏山市では、2人目は50%の減免、3人目以降は90%の減免と伺っております。町長は子育て支援住宅を建設して、既に数か所の市町村の関係者や議会関係者が視察に来ております。また、近日中に千葉県からも視察に来られると伺っております。北海道もそれに含まれているのかもしれませんが、非常にこの子育て支援住宅というのは注目されていると。

その子育て支援住宅も、この放課後児童クラブも子育て支援の一環ではなかろうかなと、これが全面的に費用を取っていると、隣町がもう減免をしている、これでは、那珂川町が全て子育てに貢献している、いろいろやっているということは言えないと思います。やはり子育て支援の一環ですから、この減免を早急に、できましたら来年度から減免をする方向で検討していただけるか伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えをいたします。

早急に減免を実施していただけるかということでございますが、先ほど答弁しましたとおり、第2子以降の減免は子育て支援策の有効な方策の1つだと考えております。子育て世帯の経済的負担の軽減策といたしまして第2子以降の減免につきまして、第2子を半額免除にする、第3子を無料にするなどの減免の手法や減免することによる利用者数の推移なども含めまして、関係各課と協議しながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 前向きというのは、そのとおりで前向きになっていただきたいというふうに思いますけれども、年間96万円という金額、高い、安いを論議するつもりはございませんけれども、これで支援ができるならば安いもんだとは言いませんけれども、我々は胸を張って支援していると言えると思いますけれども、再度お伺いします。来年度から減免するということになりませんか。お願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

来年度から減免することにできないかということでございますが、先ほど申しましたように、いろいろな減免の条件等々、検討するところもございまして、前向きに検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 前向きに検討していただけるということなんですけれども、これは前向きに実施する計画で前向きに検討するという答弁にはなりませんでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 課長の答弁は町長の答弁だと申し上げています。そういうことで、子育て支援課長が答弁した内容、これを気持ちの中までお酌み取りいただければありがたいと思っております。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ありがとうございます。

よくそうなるように、ぜひご検討をいただきたいなというふうに思っております。そうすることによって那珂川町もすばらしい子育てができているんだということも胸を張って言えるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上で1項目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2項目めの質問に入ります。

消防水利の設置状況について、3項目について質問をさせていただきたいと思います。

当町でも近年、数件の火災が発生している状況にあり、消防水利がどこに、どのぐらいあるのか、どの程度の容量なのか、町民の皆さんも知ることが大切であると考え、細目3点について質問をいたします。

細目1点目、防火水槽及び消火栓の設置状況について伺います。

細目2点目、防火水槽及び消火栓の設置基準について伺います。

細目3点目、第4分団の行政区ごとの消火栓の設置数について伺います。

以上、2項目の質問とします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 消防水利の設置状況についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、防火水槽及び消火栓の設置状況についてですが、町全体で防火水槽は361基、消火栓は333基設置しております。火災発生時の消火活動では、消火水槽や消火栓のほか、河川や沢、ため池等、消防水利として活用できるものがあれば、現場の判断で消火活動に使用することになります。

次に、2点目、防火水槽及び消火栓の設置基準についてですが、消防水利の基準はおおむね防火対象物から半径100メートルから140メートル以内に設置することとされております。

なお、火災現場から水利が遠いなど水利不便地については、複数の消防ポンプ車等で河川まで水の中継し水利を確保することとしてございます。

次に、3点目、第4分団内の消火栓の設置数についてですが、第4分団内の消火栓は26基であります。行政区ごとの内訳は、小口7基、北向田4基、久那瀬6基、松野1基、富山8基であります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 消火栓の設置数が、那珂川町は那須烏山市と比較しまして非常に少ない、多分6割程度しか設置されていない。同じ広域内での差が出ておりますけれども、なぜこんなに差が出るのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

那須烏山市と比べると消火栓が少ない理由、防火水利が少ないのではないかとということでございますけれども、詳細につきましては分かりませんが、理由として考えられるのは、自然水利など地形的な条件や地域の状況、それから設置に伴う条件などにより数が違うものと考えられます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 自然の水利、地域の状況ということでございますので、これは細目の1点目で、もっと細かいところでお伺いしたいなというふうに思っています。

消火栓の少ない中での使い方、どんな使い方をされるのが一般的なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

消火栓の使い方でございますが、消防水利として消火活動のほか、防火水槽への給水などに使われてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 確かに答弁のとおり、防火水槽に入れると。消火栓にそのまま水を引くと水道管を壊すという話も聞いておりますので、そのとおりだろうというふうに思います。

続きまして、防火水槽40トンと20トンがあるわけですけれども、火災時の40トンの放水時間についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

防火水槽の放水時間でございますが、40トンの防火水槽の場合、消防ホース1本当たり毎分500リットルの放水を2本使用すると40分間が放水可能な時間としてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 40分の時間があるとすれば、類焼を含めまして消し止めができるんだろうというふうに思いますけれども、20トンは20分、半分に当然なるわけですから、これについては、先ほど総務課長が言われたように、つないでという話がありますけれども、これから40トンを設置しておかないといけないのかなというふうに思っております。

放水40分でなくなった後の給水、補給水と言ったほうが正しいのかもしれませんが、防火水槽に40トン入れる時間について伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

放水した後の給水方法、時間でございますけれども、防火水槽と町の水道がつながっているという場合、その給水管を使用し給水を行ってございます。また、火災などで防火水槽を使用したときに、自然水利や消火栓などから防火水槽にためてございます。

時間でありまして、たまる時間につきましてはおおむね1日、24時間ほど時間がかかる予定でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ほぼ1日給水するには時間がかかるということは、火災で一旦空になりますと、そこへ給水するためには1日、その防火水槽は水がないということになるということだろうと思います。

それ以上の質問はいたしませんので、ここで1点目の再質問は終わりにいたしまして、細目2点目。

この防火水槽の設定基準に対しての当町の設置達成率について伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

設置基準に対しての達成率でございますけれども、毎年、国で公表をしております消防水利充足率というものがございます。それによりますと、各市町別には出ておりませんが、南那須地区管内、那須烏山市と那珂川町の消防水利充足率は72.6%でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 72%確保されているということでは、素晴らしいんだろうなと。

実は、市ごとに出ていけば栃木県の平均を聞きたいところですが、そのデータが出ていないということでございますので、70%以上であればそれなりに成立しているんだろうというふうに思います。

2点目、追加して聞きたいと思います。平成26年10月に改定された消防水利の基準、防火水槽40トンという部分になっておりますけれども、現在ある20トンの取扱いについてどうしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在ある20トンの防火水槽の取扱いについてでございますが、基準が改定後に設置する防火水槽につきましては40トンでありますので、既存の20トンの防火水槽はそのまま使用できることとなっておりますが、その防火水槽が破損や工事等で影響のある場合は、40トンにして改修をさせていただいております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 40トン、40分以上というふうに規定されておりますので、できる限り早急に改修あるいは新設していただきたいというふうに思います。

3点目の再質問に入りたいと思います。

先ほど第4分団の消火栓の設置状況を伺いました。小口7基、北向田4基、久那瀬6基、松野1基、富山8基、何ゆえ松野が1基なのか。つい最近、松野地区のハザードマップが作成されました。その前に、一体どこにあるのと近くの皆さんとも相談した結果、ほとんどないんだろうという話があったんですけれども、とうとう見つけまして、1基あると。何ゆえ松野が1基しか設置されていないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

松野地区に消火栓が1基しかないという理由でございますが、先ほども答弁しておりますとおり、消防水利と言われるものは防火水槽や消火栓のほかにも河川や水路、沢などの自然水利がございます。地形的な条件などもあります。自然水利などで確保できているところが多ければ、地域によって差が出ているのが現状でございます。消火栓につきましては、埋設している水道管との関連性もありますので、地域の条件によるものと考えられます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） いろんな自然の水利があるはずだということで、先ほど言いましたように、ハザードマップを作成するときにいろいろ当たった結果は、旧武茂小学校のプールしかないという状況だというふうに調査結果でなっております。ですから、どうしろとは申し上げませんが、数十年前ですと、私どもに城間川に逆堀というのがありまして、高齢者に聞くと、そこが消防水利だったよと。今はほとんど水が流れておりませんが、そういうことをおっしゃってございました。ということは、そのぐらい前と比較しますと多分水はあったんだろうということでございますけれども、現在はほとんど自然水利がないということは、町の執行部の皆さんもご理解をいただいて、今後どうされるのか、この消火栓を追加されるのか、どうするのか、ぜひ検討をしていただきたいというお願いをしまして、第2項目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3項目、馬頭総合福祉センターの駐車場の整備について、細目3点について質問いたします。

一昨年、馬頭総合センターの改修工事が行われ、あらゆる面で使いやすくなり、現代風に生まれ変わったと感じております。しかしながら、駐車場が少なく、すばらしい馬頭総合福祉センターを使用する町民が少ない状況にあると聞き及んでおります。また、今夏の猛暑が続く中で、熱中症の予防に同センターが活用できれば、自宅で暑い思いをしている高齢者の皆さんの一助になるのではないかと考えております。そのためにも、早急な駐車場の整備が不可欠です。

そこで、細目1点目、駐車場用地を取得した時期について伺います。

細目2点目、駐車場整備計画及び進捗状況について伺います。

細目3点目、駐車場から同センター出入り口へのアクセスについて、障害者等に配慮した動線が十分に確保されているか伺います。

以上、3点の質問といたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 馬頭総合福祉センターの駐車場整備についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、駐車場用地を取得した期日についてですが、令和4年7月2日に取得しております。

次に、2点目、駐車場整備計画及び進捗状況についてですが、本事業におきましては、馬頭総合福祉センターの利用者における利便性の向上を図るとともに、駐車場を拡充することにより、健康診断や予防接種、大規模イベントなどについても安全性を確保した上で、安心して対応できるよう整備するものでございます。

工事の内容につきましては、アスファルト舗装工5,239平米、路盤工、排水構造物工、その他フェンス、消火栓、照明などの附帯工事となります。駐車台数については126台を予定しております。

事業の進捗についてですが、令和4年7月に用地を取得後、9月補正予算にて駐車場設計業務委託料を計上、入札により業者を決定し、10月に業務委託契約を締結、令和5年3月に業務が完了いたしました。

その後、県の開発許可について関係機関との協議を完了し、8月に入札を執行、落札者が決定いたしましたので、仮契約を締結したところです。

なお、本工事につきましては議会の議決案件となり、後日、本議会において工事請負契約の締結について議決いただく予定でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日より3日を経過した日から3月22日までを予定しております。

次に、3点目、駐車場からのアクセスについてですが、障害者等の方におかれましては、基本的には福祉センター既存駐車場を利用することを想定しております。新規駐車場については、障害者等用駐車升を設け、そこから既存の福祉センター駐車場までの間、福祉センターデイサービス事業所北側の通路を通る動線となっております。

デイサービス事業所北側の通路については、国が推奨する車椅子と人がすれ違える基準である1.2メートル以上の幅員を確保し、段差などもないように障害者等の方にも配慮してお

ります。

また、障害者等用駐車升から建物出入り口までは、車両の動線と交錯しないよう配慮し、さらには、駐車場内に歩行者用通路を設け、歩行者と車両の分離による安全対策を講じております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 去年の7月2日に土地を取得したということでございます。1点目に対しての再質問はございません。

2点目の再質問に入ります。

7月に取得して、設計が3月末に完了をしていると。にもかかわらず県との協議に半年間も費やした。これは非常にかかり過ぎではないか、何か問題が発生したのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えをいたします。

県との協議に半年も費やしたことは何かあったのかというご質問についてですが、開発許可につきましては、県の都市計画課をはじめとする関係機関と協議を進めてまいりました。具体的には、土地利用計画、状況計画、排水計画などの申請書の詳細について時間を費やしました。特に給排水計画につきましては、6月の集中豪雨の影響もあり、敷地からの流下能力について協議をいたしました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） いずれにしても、駐車場を整備するんだということで土地を取得して、県との協議が半年、6月14日の豪雨でまた排水、あちらこちらでがけ崩れ、道路の氾濫等が起きましたけれども、それにしても土地を取得して着工まで14か月、完成までには20か月、このままでいくと来年の3月と期間を要する訳ですね。どう考えてもこれは長過ぎるというふうに一般町民が考えた場合には、長過ぎるのではなかろうかなど。いわゆる県との協議があったにしても、あるいは6月14日の集中豪雨、これは被害が結構出ているわけですから、受けた方には大変申し訳ありませんけれども、駐車場という裏側では、この裏も土

砂崩れがありましたけれども、それにしてもかかり過ぎだということは、一体何が問題だったのかと非常に懸念をしているところでございまして、これが一般的なこういう開発をするときに、設計が終わって県とやるときには半年もかかってしまうのかと、これが通常どのくらいなのかということについて、そうなのか、たまたま今回は時間がかかったのかということについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

土地取得からかなり時間がかかってしまっているということについてのご質問をいただきました。

繰り返しになりますけれども、馬頭総合福祉センターの駐車場設計協議にまず8か月かかってしまったということと、開発期間についての検討の協議に約半年間時間がかかっております。こちらについては、敷地からの町掘りについての断面について測量しまして、水量が飲み込める状態にあるのか協議をさせていただいた件と、また敷地からの排水について武茂川との関連性もあるということで、烏山土木さんと協議をするなどに時間がかかったということでもあります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） よく分かりました。排水が武茂川に流れ込むということで、6月14日のあの豪雨で道路が随分増水したと、その近隣も、先ほど申し上げましたとおり、土砂崩れが起きてのみ込めなかったという事情があったと、そんなことで時間がかかったということで、非常に大変な交渉をされたのではなかろうかなというふうに思います。

それでは、3点目に移りたいと思います。

新駐車場、車椅子と人がすれ違える幅員1.2メートルを確保しますという答弁でしたけれども、北側は民有地であって、どのようにして幅員の1.2メートルを確保されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

デイサービス事業所北側の通路につきましては、現在でも最も狭い箇所の幅員は1.2メートル確保できております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 大変失礼しました。

しかしながら、あそこを歩いてみると、1.4メートルを確保するという、私がちょっと太っていることがあるのかもしれませんが、あまり感じられませんでした。それよりも、既存の駐車場があるわけですけれども、これに屋根をつけて専用駐車場にすることによって雨天時に濡れることもなく、車椅子同士のすれ違いも問題なくできまして、かつ傾斜もなくなると。これによって安心・安全が確保できると思いますが、この入り口の前に身障者の駐車場を持ってくる、移すという考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、既存の駐車場に屋根をつけまして、雨天時に濡れることなく移動できることは安全性の確保といった点について有効であると思っております。貴重なご意見として前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） ぜひ広いところを使っていただくと、その1.2メートルにこだわらずにですね。安全・安心が確保できるんだろうというふうに思いますので、ぜひご協力等をいただきたいというふうに思いますし、最初の答弁にもありましたように、この馬頭福祉センターを健康管理センターといいますか、そんなような形で使うんだというお話もございましたので、早い時期に町民の皆さんが利活用できますように駐車場を整備していただくよう重ねてお願いをしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時50分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

◇ 高 野 泉

○議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問を許可します。

3番、高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 3番、高野 泉です。

議長より発言の許可をいただきました。通告書に基づきまして1項目、水道事業の取組状況と課題について一般質問をいたします。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

水は命をつかさどる大切なものです。生活や工業など、私たちには必要不可欠なものです。安心・安全な水の確保が重要です。また、人口減少や給水量の減少により、水道事業の収益に影響があります。

一方で、施設や管路の老朽化に伴う更新投資が増大になることにより、水道事業の経営バランスが徐々に悪化し、経営環境の厳しい状況になってまいります。水道事業の施設や管路は、長年にわたって使用されており、多くが老朽化しています。老朽化した施設や管路は、漏水や破損などの事故を引き起こす可能性が高く、水道サービスの安定供給や品質の確保に影響を与えます。

水道事業を支える人材や技術は、職員の高齢化や退職、コスト削減に伴う人員削減などにより、不足や低下が懸念されています。人材や技術が不足すると、水道施設の維持管理や災害対応などが困難になり、水道サービスの低下や事故につながるおそれがあります。

町は、平成30年2月に那珂川町水道事業経営戦略を策定しております。また、厚生労働省が策定した水道ビジョンの方針に基づき、令和4年3月に那珂川水道ビジョンが策定されました。施設等の整備や事業運営の目的、目指すべき方向性を定め、その実現に向け取り組むべき施策をまとめるものです。人口減少、施設の老朽化等、水道事業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことによる収支の改善等を通じた経営基盤

の強化が不可欠となっております。

さらに、栃木県水道広域化推進プランが令和5年3月につくられ、水道事業の市町区域を越えた広域化、広域連携の推進に係る栃木県としての考えを取りまとめ、具体的な取組につなげることを目的としたものが策定されました。

これらを踏まえ、次の細目9点について伺いをします。

細目1、水道事業の取組状況と課題について伺う。

細目2、水道施設の老朽化に対する対応について伺います。

細目3、水道事業に関わる職員の人材確保及び育成について伺います。

細目4、日常業務マニュアルの策定状況について伺います。

細目5、危機管理マニュアルの作成状況について伺います。

細目6、水道水の安全性について伺います。

細目7、水道事業の持続的な経営について伺います。

細目8、水道事業の取組等に関する住民への周知について伺います。

細目9、水道事業の広域化について、町の考えを伺います。

以上、細目9点につきまして、質問をいたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 水道事業の取組と課題についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、水道事業の取組と課題についてですが、水道は電気、ガス、交通などと同様、私たちの生活に欠かすことのできない重要なライフラインの1つであります。

本町の水道事業は、旧馬頭町が昭和36年、旧小川町が昭和43年に事業を開始し、平成17年の町村合併を経て、現在に至っております。平成31年3月に全ての簡易水道事業を上水道事業へ統合し、現在は11の浄水場にて事業を行っており、給水人口1万4,269人、水道普及率は96.7%となっております。

安心で安全な水道水を安定して供給するため、平成30年に那珂川町水道事業経営戦略を、令和4年に那珂川町水道事業ビジョンを策定し、事業運営の方針を定め、施設などの整備や取り組むべき施策を取りまとめました。

上下水道課は現在、水道、下水道、業務の3つの係、13名で業務に当たっており、日常点検業務のほか、漏水事故などが発生した場合には、昼夜を問わず復旧作業に従事し、安定した水道水の供給に努めているところであります。また、施設の耐震化や老朽化した管路の更新を計画的に行っております。

課題についてであります。多くの水道施設が更新時期を迎えており、今後、更新費用の増大が見込まれ、人口減少に伴って給水人口も減少していく見込みとなっております。給水人口の減少は、料金収入の減少に直結し、施設の更新事業などに大きく影響を与えるため、より一層の事業効率化や経費節減を行うとともに、更新の必要性の見極めと優先度の検討をしていくことが必要であると考えております。

次に、2点目、施設の老朽化に対する対応についてですが、本町では、地形的な条件から、水道施設の数が多く、法定耐用年数を超過した状態で使用されている機械設備もあります。水道管路においても、事業開始に布設された多くの配管が更新月を迎えております。老朽化した施設や管路は、漏水事故や故障が生じやすく、断水の原因ともなるため、計画的な更新及び改修、点検や補修などの保全対策を行っております。

また、更新の際には、将来の給水人口や水需要を検討し、施設規模や管口径などのダウンサイジングを行うなど、更新費用の低減を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、職員の人材確保及び育成についてですが、水道事業においては、水道施設の設備操作や管路状況の熟知、緊急時の対応方法など、技術的知識と地方公営企業法に基づく会計事務や財務諸表の理解と経営状況の把握などの経営的知識が必要とされ、水道業務経験のある職員の確保と、専門技術などの継承も課題であると考えております。必要な技術の資格取得のための講習や各種研修会に積極的に参加することで、職員の技術と知識の向上に努めております。

また、業務の効率化や特殊性などから、施設の保守点検、漏水調査、水質検査などについては、民間委託を導入しておりますが、委託内容の再検討を含め、さらなる業務の効率化も図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目、日常業務マニュアルの策定状況についてですが、職員の技術継承が重要とされる水道事業においては、日常業務マニュアルの整備は、継続的なサービスを提供する上で有効な手法の一つであると認識しております。

業務内容が多岐にわたり、多くの機器類を使用している中で、現在、マニュアルは整備されておきませんが、一部の窓口業務、機器類の操作手順については、簡易的ではありますが、手順書として整備してあるものもございます。現在ある手順書の内容を精査し、その他未整備なものにつきましても、マニュアルの整備に向けて早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目、危機管理マニュアルの策定状況についてですが、水道施設の危機管理とし

て、自然災害、水質汚染、施設の事故など、災害が発生した場合には、応急給水、応急復旧などの諸活動を計画的かつ効率的に行い、サービスレベルを一定以上に保つため、緊急時における行動のマニュアル化は重要であると認識しております。

令和4年に策定した那珂川町水道事業ビジョンに基づき、町地域防災計画との整合を図りながら、マニュアルを整備してまいりたいと考えております。

次に、6点目、水道水の安全性についてですが、安全な水道水の供給に関しては、水道法で定められている水質基準に適合するものでなければならず、定期検査及び臨時の水質検査が義務づけられており、町では、那珂川町水道事業水質検査計画を策定し、定期的に検査を行っております。

検査項目については、色、濁り、消毒の残留効果の3項目について検査をする毎日検査、水質基準項目9項目について月1回検査を行う毎月検査、水質基準項目26項目について、3か月に1回検査を行う検査のほか、年1回は51項目について検査を行う全項目検査を行っております。

また、検査について義務化はなされておきませんが、福島第一原発事故に伴う放射能物質濃度測定を3か月に1回実施するとともに、水道原水についても全51項目のうち40項目について年1回検査を行い、水質基準項目以外の水質管理目標設定項目である29項目については、町内の特に配水量の多い上水施設2か所において年2回、検査を実施しております。検査結果につきましては、町ホームページやケーブルテレビで公表しており、今後も安全な水道水の供給に努めてまいります。

次に、7点目、持続的な経営についてですが、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、料金収入が減少していく一方で、施設の更新などに多額の費用が必要となり、水道事業の経営環境は厳しいものとなっております。健全で効率的な経営を持続するために、収支のバランスを的確に把握し、更新費用の平準化を図ってまいりたいと考えております。施設を更新する際には、将来の水需要を的確に把握し、水道施設規模の適正化を図るなどして、更新費用の抑制に努めてまいります。

また、民間委託による民間の活力を活用することで、さらなる業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、8点目、事業の住民への周知についてですが、現在は経営戦略、水道ビジョン、水質検査計画及び検査結果を町ホームページにて公表しております。併せて、毎年町内各小学校の4年生の社会科見学を受け入れ、水道水ができる過程の説明や施設の見学、業務に当た

って工夫している点や注意していることなどの講義を行っております。

今後も積極的にホームページやケーブルテレビ、広報などにて町民の皆さんにお知らせしてまいります。

次に、9点目、広域化についてですが、今後は単体の水道事業体の努力だけでは経営が厳しさを増していくことが予想されることから、栃木県が主体となり、中長期的な視点から、隣接する自治体の給水区域を連携させ、双方の施設管理の一体化、共同化を行うことにより、維持管理費を削減し、安全な水をいつでもいつまでも安心して受け取れる水道の実現を目指すため、令和5年3月に栃木県水道広域化推進プランが策定されました。このプランでは、現状の分析や広域化、広域連携の具体的な効果などが比較・検証され、多様な広域化のシミュレーションが行われており、当町では3つの浄水場が隣接する他市の浄水場との統合が案として検討されております。そのうち既に2つの浄水場では、応急給水に関する協定を締結しており、給水に支障を来す事案が発生した場合には、水道水の供給が受けられるよう、施設整備が完了している地区でもあります。

広域化プランでは、施設の共同化のほか、管理の一体化や経営の一体化などについても検討を行っていくとされております。

当面のスケジュールにつきましては、引き続き県が主導し、広域化などを目的とした水道基盤強化計画の策定を進めていく予定となっております。町といたしましても、本プランのモデルケースなどを議論し検討していくため、関係自治体と勉強会などの検討の場を設け、県の助言を受けながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 細目1の再質問ということではございませんが、再質問をこれからしたいと思います。

細目1については、再質問ではございません。給水人口と普及率などの状況はよく分かりました。また、那珂川町水道事業経営戦略や那珂川町水道ビジョンでの課題である老朽化に伴う更新や、その優先度の選定及び事業の効率化、経費節減に取り組んでいることを確認ができました。現状を踏まえ、方向性を示していただき、計画をつくり実施していただき、持続的に対応をお願いいたします。

次に、細目2の再質問をいたします。

配管の延長は約268.1キロメートルとなっていますが、現在、設備など法定耐用年数を超過しているものはどのくらいあるのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

法定耐用年数を過ぎた管路の率ということですが、現在、手持ちに正確な数字はございませんが、約268キロメートルの管路のうち、耐震化が完了しているものにつきましては8.8%となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 今の答弁で、耐震化された管路ということで、約8.8%ということで、こちら大分まだまだこれから耐震化に向けてやっていかなくてはいけないということが分かりました。耐震化計画の進行具合が分かりましたら、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えします。

耐震化の進捗状況ということですが、先ほどお答えしました、耐震化率は8.8%と低い状況となっております。現在、耐震化につきましては、特に重要な管路、浄水場から配水池までの送水管、あるいは配水池から配水池管までの配水本管など、特に重要な路線から進めているところであり、管口径も大きいことから、費用が大きく変わっている状況であります。一部の配水支管につきましても、道路改良などと併せて更新工事、耐震化などを進めている状況でありまして、数字的には手持ちにございませぬのでお答えできませんが、現在、そのような状況で耐震化を進めているところであります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 耐震化については、これから財政面も含めて非常に厳しい状況にはなってきておりますが、引き続き持続的な経営ということ踏まえて、耐震化に向けて実施をしていただきたいと思っております。

次に、現在の有収率は何パーセントになるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の有収率でございますが、令和4年度末の有収率は80.3%であります。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 80.3%ということで答弁いただきました。この有収率の向上に向けてどのような取組をされているのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えします。

有収率の向上に向けた取組ということでございますが、有収率につきましては、配水管の漏水や消防用水、消防での使用、防災活動での使用、あるいは宅地側の漏水などに伴う水道料金の減免対応など、様々な要因が有収率に影響を及ぼしているところであります。向上に向けた取組といたしましては、漏水調査、こちらを行いまして、早期に漏水を発見し修繕することで、漏水量を低減させまして、有収率の向上を図ってまいりたいと思っております。また、老朽化した管路につきましても、更新を行いまして、有収率の向上に努めているところであります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） この漏水検査なんですけど、漏水検査を民間を活用して行うという考えはあるかどうか、伺います。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

漏水調査を民間を活用して実施する考えはあるかということですが、現在は町職員が直接調査を行う直営での漏水調査、それと併せまして、業務委託により民間業者に調査を行っていただく業務ということで、現在も民間の専門業者さんのお力をお借りしている状況にあります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 民間も活用しているということですので、費用対効果ということも含めてぜひ活用していただき、効率化を図っていただきたいと思います。

この有収率なんですけれども、有収率が高いほど効率的な水道事業の経営と、これは一つの指標になりますので、配管延長が非常に長くて、維持管理が困難ということが考えられますが、有収率の向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、なおかつ優先順位を考慮しつつ、実施をお願いしたいと考えます。

次に、細目3の再質問をします。

水道事業には、具体的にはどのような資格技能や技術が必要になるかをお伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えします。

水道事業に必要な資格ということですが、重要な資格の一つといたしましては、水道技術管理者と言われる資格がございます。こちらは水道事業の技術的な責任者という資格でありまして、こちらが、一つございます。その他、数多くの資格があるところでありますが、民間の業務委託などにより、民間の方のお力をお借りしながら、事業を運営しているところであります。

以上になります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 資格技能、必要なものということで、技術管理者ということをお答えいただきましたが、職員の中に技術管理者という方は何名おられるのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

技術管理者の資格取得者が何名いるかということですが、現在、上下水道課には資格を取得している職員は2名おります。また、経験による資格取得と同等と見なされる職員が2名おまして、合計で4名の職員が現在勤務しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 水道事業を運営する上では必要な技能と資格ということですので、合計4名という人数が水道事業において必要なのかどうかと。逆に言うと、足りないんじゃない

かというような状況もございますので、管理者がいないと非常に困ってしまうという状況になりますので、こちらのほうは常に技術の習得と、技能の習得、資格の習得というところを常に考えて事業の運営を行っていただきたいというふうに考えております。

次の質問ですが、スキルマップ手法というものがあります。スキルマップというのは、各自の現在の業務内容に関するスキルレベルを表したものです。各自の能力、技能を評価することで、やる気を引き出すとともに、不足する能力、技能について可視化をして、教育計画を立て、能力向上を図るツールとして活用するという手法があるんですが、このスキルマップ手法による技能の習得、状況、経験値を可視化して、業務内容に関するスキルレベルを管理してはどうかと思いますが、どう考えていますでしょうか。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

スキルマップを利用したらどうかというご質問だと思います。現在、そのスキルマップの手法は、取り入れられていない状況があるかと思いますが、これからはそういった手法も取り入れながら、効率のよい水道事業の運営のために積極的に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 技術的な知識、技術の継承、経営的知識、水道に精通した職員の育成は非常に重要だと思われまます。人材の育成、確保に取り組んでいただき、細目3の再質問を終わりにいたします。

次に、細目4の再質問ですが、これは再質問ではありません。答弁にありましたように、平常時の業務の継続性、職員の技術の継承が課題とされる、水道事業において日常業務マニュアル策定は、継続的サービス、提供を実現する上で有効な施策となります。検討していただき、整備に向けて進めていただきたいと思います。

次に、細目5の再質問をいたします。

危機管理マニュアルは、いろいろな危機管理をしなくてはならないというふうに考えております。水道ビジョンの中に、これからの危機管理ということで考えていくと、盛り込むということなので、その中で、地震対策、要は風水害対策、水質汚染事故対策、施設の事故・停電対策、管路事故給水装置凍結事故対策、テロ対策、渇水対策、災害時の相互応援協定対

策、応急給水マニュアル、クリプトスポリジウム対策、原虫ですね、それとインフルエンザ対策、事業継続計画などのマニュアルが考えられますので、危機管理体制として持続的なサービスの提供を実現するために、マニュアルの策定が非常に有効だと思われまますので、日常業務のマニュアルと併せて整備を早急をお願いしたいと思います。細目5は終わりにいたします。

次に、細目6について再質問をいたします。

水質の安全・安心のため、日々緊張感を持って水質管理をされているかと思えます。その中で、水質管理目標設定項目29項目の中に、有機フッ素化合物、通称PFASと呼ばれていますが、こちらは検査項目には入っているのでしょうか。お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えします。

水質管理目標設定項目29項目の中に、有機フッ素化合物、PFASについては含まれているかというご質問であります。那珂川町の水質管理目標設定項目29項目の中に含まれております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） この有機フッ素化合物というのは、現在、国際的に規制が進行中の残留性有機物、有機汚染物質となります。環境中でほぼ分解せず、残留をし続けるもの、人間を含めた生物の体内に入ってもなかなか排出されず、長期間にわたって体内を汚染し続けるものであります。現在、人体や環境に対しての有害性が指摘されており、世界的な環境問題として注目を集めております。

日本は、法的には拘束力がない暫定的な目標値として50ナノグラムとしています。そうした中、2023年3月、国として規制値の案を公表しております。1リットル当たり4ナノグラムとしました。正式に決定されれば、規制値を守ることが義務づけられます。また、栃木県内、市町で有機フッ素化合物の調査が民間で行われました。5段階評価で行い、那珂川町のレベルはレベル5相当のあまりよくない値が検出をされています。

町として現状を把握する必要があると思いますが、この点についてどう考えるか、お伺いをします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

P F A S の状況の把握についてでございますが、水質基準の暫定目標値は設定されておりますが、現在、法的な縛りはないということでありますけれども、先ほど議員もお話しただきましたが、民間の方の調査でレベル5ということが出されたということ把握しております。

我々としましても、現在は配水量の多い浄水場の施設2か所で検査を年に2回行っておるところでございますが、今後につきましては、各浄水場、年1回程度は水質検査ができるように、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 状況の把握ということで、年1回というようなスパンで確認をしていただけという答弁をいただきました。安心・安全な水の確保のために、ぜひ調査のほうを行っていただきたいと思っております。

次に、水質検査51項目があるんですが、基準値が異常でないことという、数値で判定ができない項目が2点ほどあります。それは味と臭気であります。これについて見解のほうをお聞かせください。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

水質検査における数値設定がされていない項目の見解ということでございますが、水質基準項目のうち、基準が設定されていない項目は、議員のお話があった味と臭気の2項目でありまして、基本的には水道水は無味、味がない無味であり、臭いについては消毒のための塩素臭、こちらは多少感じられますが、共に検査で異常でないということが明記されております。検査方法につきましては、検査に従事する職員、あるいは、民間の検査機関の方の味覚と嗅覚によって検査を行うものとなっております。こちら、官能法と言われる測定法になります。人の味覚、嗅覚については個人差もございますので、検査を行う者、職員を特定せずに、複数の職員がローテーションなどで検査を行い、異常がないことの確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 味についての見解、ありがとうございました。細目6の再質問は終わりにします。

次に、細目7の再質問をいたします。

那珂川水道事業経営戦略、こちらが2018年より10か年という計画のちょうど中間地点、5年を経過します。現在、どのような状況になっているか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

経営戦略の現在の状況ということではありますが、現在の経営戦略は平成30年に策定をされ、令和9年までの計画であります。独立採算制の原則の基に、計画的かつ合理的な経営のために、施設の統廃合や合理化、事業の平準化などについてまとめられているものであり、これに沿って事業を進めてまいりました。現在は経過期間中でもあります、事業も更新・耐震化、こういったものにつきましては、複数年にわたる事業もあることから、明確な達成値についてはここで答えすることは難しいと思っておりますが、おおむね戦略どおりに進められていると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 計画の途中ということで、持続的に進めておられるという答弁をいただきました。

次に、水運用の効率化として、水なんです、標高の高いところから低いところに流れます。低い土地から送水ポンプを使い、これを維持管理をしなくてはならない。これを標高の高い近隣の、例えば大田原市、あるいはさくら市などから、逆に設備の費用の代わりに水を購入するというようなコスト削減というのができないか、伺います。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業の効率化、持続的な経営のために、他市町からの水の購入ができないかというお話でありましたけれども、9点目のご質問でもお答えをさせていただきましたが、広域化などの検討によりまして、今、議員がお話をいただいたような方法も検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 持続的な運営をする上で、那珂川町には中央を流れる那珂川があります。川を隔てて小川地区、馬頭地区というふうに分かれておるんですが、持続的な運用をする上で、小川地区の水源、それと馬頭地区の水源を橋を利用してつなげることで、相互での運用ができるような活用ができないか、伺います。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

那珂川の右岸側と左岸側、旧馬頭と旧小川の水源を連絡させて、水の供給ができないかというご質問だったかと思えます。技術的には融通させることも可能かなと思えますが、川を渡河するためには、水道事業単独での水管渠、こちらを設置することは相当な費用がかかってしまいます。橋、川を渡河する場合には、橋を転用させていただいて、水道管を載せるというのが一般的な手法でありまして、那珂川町を渡河するためには、橋梁が少ないかなと考えております。技術的にはという話ですけれども、費用的な問題なども考えなくてはいけないと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 技術的な運用をする上で、有識者あるいは民間を含めた検討会及び協議会を設置し、意見を取り入れる考えはあるのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えします。

技術的あるいは経営的な観点から、民間の方を含めた協議会などで検討する考えはあるかということだと思うんですが、協議会等の設置につきましては、水道事業の効率的な事業計画と健全な経営計画という観点から、いろいろなご意見をいただくということは大変重要で有意義であると考えておりますが、全国的に見ても、水道事業において協議会を設置しておるとか、委員会を設置して経営に関するご意見をいただいているというところは少ない状況であるというふうに考えており、現在のところ、那珂川町においては設置する予定はございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 次に、持続的な運営をする上でDXを活用して効率化に取り組む考えはあるか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

DXの導入についてのご質問かと思いますが、業務改革、効率化を目的としたDXの導入については、有効な手段の一つであると考えております。導入するに当たっては、費用対効果、こういったところもございますが、十分にその内容を検証して、導入できる技術があれば積極的に導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 以上で細目7について再質問は終わります。

次に、細目8についてですが、こちら再質問ではございません。答弁の中で、今後もお知らせできる項目については、積極的に周知をするという前向きな答弁をいただきました。将来に向けて広く公開をし、理解をしていただく必要があると思います。有収率など周知をされてはどうかとまた考えます。私は、町が水道事業に関する情報をできるだけ公開し、町民の意見や要望に反映させることが大切だと考えます。

次に、細目9について再質問をいたします。

栃木県水道広域推進プランの中で、市町村等水道事業広域連合等連携等検討会が開催をされているかと思っております。その状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

広域化の関係の県の検討会の状況であります。平成28年から栃木県が中心となり、検討会が行われてまいりました。令和4年度までこの会議、約10回の検討会が行われ、那珂川町も参画してまいりました。今年3月に栃木県水道広域化推進プランが策定されたことによりまして、検討会は発展的解消となりまして、今後は基盤強化のための検討委員会という組織で新たに検討委員会が立ち上げになったところであります。

なお、そちらには那珂川町も参画しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 水道事業プランということで新たにできて、その中で検討会というものが行われると、検討委員会ですか、行われるということでございますので、随時その検討委員会の内容に進展がある場合は、お知らせのほうも含めてお願いしたいと思います。

次に、広域化によるメリットとデメリットをどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

広域化におけるメリット、デメリットということではありますが、広域化、広域連携のメリットといたしましては、施設の共同化に伴う維持管理費などのコストの削減や管理の一体化に伴う住民サービスの向上、こういったことがメリットとしては想定されるところであります。

デメリットではありませんが、実現するまでに協議の時間など、ある程度時間を要するということや、共有化することで各市町のシステムの一元化、こういった調整、あるいは新たな費用の発生なども上げられますので、今後、留意しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） メリット、あるいは維持管理費用の削減だったり、維持管理向上という効率化も含めたメリットもある一方で、長期化、あるいはシステムの共有化に係る維持費、財源の確保というところの課題というのが明確に分かりました。

広域化は、市町間の格差とか地域性もあります。その中で、維持管理業務の実施や共同委託、各種システムの共同化等について幅広く検討していただきたいと思います。また、地域の実情に合わせた選択をお願いしたいと思います。

最後になりますが、那珂川町の水道事業については、様々な見方があると思います。水道事業は、住民の生活や環境、経済にとって重要なインフラとして、効率的かつ安定的に運営

されることが望まれます。また、水源、水資源の保全や節水の推進など、持続可能な社会づくりに貢献をしていただきたいと思います。

今回の一般質問で、水道事業の課題、あるいは施策の確認ができました。有意義な答弁をいただきました。これで、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時44分